

を打ち込むことが一つ、ドイツの歴史そのものを打ち込むことが一つ、この二つの方法によつてやつてゐる、嵐の分隊長は、「第三帝國へ！」の理想に燃え、ヒットラーの氣概を信奉してゐる。彼等は、歴史を重んずる。英雄を尊崇し、史蹟を大切にしている。

彼等は、訓練のためにする行進の間に、歴史的都市を過ぎ、山を越え、河を渡る。而して、その昔の先輩偉人の業績について回顧する。ドイツの山川都市のすべては、必らず回顧すべき歴史を持ち、傳説を持つて居る。その歴史傳説を、ヒットラーが抱懐する理想によつて美化し精神化し、興味化して、嵐の分隊長の胸裡に生氣を湧かさせる。

かくの如き訓練を興へつゝある嵐の分隊に向つて、ヒットラーは、その前進行動について次の如く云ふのである。

「主義の發展は、精神的手段によるのが原則であるが、必要な場合には、團體的手段によつて主義を護らねばならぬ」

と。而して、彼は、その主義理想の實現のためには、先づ以て、

「街頭を支配しなければならぬ」

とする。これ、彼の、

『一國の主となる前に、街頭の主とならねばならぬ』

とする信條を裏書するものである。

六二、ヒットラーの談片

『第三帝國へ！』

ヒットラーは前進する。國家主義社會勞動黨員は前進する。

黨員は、堅固なる團結と、敏活にして統制ある活動とを必要とする。ヒットラーは、黨員に向つて、指導者に對する忠誠を求める。そして、また、彼等の理想の象徴、彼等の行動の護り、彼等の精神の具現、——卍旗に對する忠誠を求める。

黨員は、ヒットラーの言葉に聽く。

日常茶飯の間に、ヒットラーの口から出る、片言隻語をも重んずる。例へば、一黨員のノ

トに書きとめられた、ヒットラーの言葉なるものを二三摘記して見る。それは、ほんの漫談の間に出た言葉ではあるが、彼等黨員にとつては、豫言者の聲である。また、これらの言葉を通じて、ヒットラーが、平常に於ても、なほ且つ可成り深酷なる言辭を弄することを推知することが出来る。

◇ 自分等の神々を焼きつくす奴隷等は、間違ひなく、鬼神の冷酷なる掌中に陥る。

◇ 嘗て、ドイツ國民は、その純情を以て、高利貸しや、買占商人に對して激昂した。然るに、今日では、買占商人や、高利貸らは、あべこべに國民に對して激昂するやうになつた一體、誰が、さうしたか。

◇ マルクス主義的國家にあつては、労働者は、最早や「數」以上のものではない。が、國家的國家の下にあつては、労働者は、一人の主人であることが出来る。

◇ 汝等は、「安寧と秩序」とについて語る。何となれば、汝等は、國民の眠りを襲ふ盜賊のために、墓場の如き静けさを要するから——。

◇ 汝等は「一致」について語る。然り。無論、たゞ、國民が、汝等に對して鋒起しないがために——。

◇ その中の六時間を、外國のために働らかねばならぬ國民にとつて、一日八時間労働は、一體何を意味するのか——。

◇ 若し、國民生活が危機に立つておるならば、「國民の選良」(代議士)たるものは無意義である。かゝる時には、たゞ、「巨人」のみが役に立つ！

◇ 若し、今日、一人のフリーデリクスが出現するならば、「國民の選良」たちは、恐らく、彼

に反対する保護法を發布するであらう。



今日でも、尙、祖國を、他の何人よりもより多く愛するところの何十萬の人間が居る。そこででは、祖國もまた、彼等何十萬人を、他の何人よりも、より多く愛さねばならぬ。



ブルジョアでも、また、プロレタリアでもなく、ドイツ人たることを望む人々によつて、一つのドイツ國が組立てられなければならぬ。

これら寸言隻語の間にも、ヒットラーの面目が窺はれる。この心を以て、この意氣を以て、ヒットラーは前進する。あくまでも、

『ドイツ人のドイツ』

を高唱し、ユダヤ人排斥を叫び、マルクス主義の撲滅、ヴェルサイユ條約の破棄、植民地の回復、共和黨の廢止、獨裁制の實現——に向つて前進する。

六三、ナチスの十戒

『第三帝國へ！』

ヒットラーは前進する。

一九二五年五月十一日、箝口令を解かれて以來、ヒットラーは、黨再建のために、その天才的辯説を以て奮戦した。ツイルクスクローネルにおける大集會に次いで、ミュンヘンを中心に各地に進出を試みた。彼の人氣はいよ／＼昂り、全ドイツを通じて、「ヒットラーの演説するに足る大廣場がない」ほどに彼は歓迎された。かくして、寸斷された國家社會主義勞働黨の組織の網も、忽ちにして、新たなる生氣を含んで復活しはじめた。

その年、六月六日には、ヒットラー出獄後最初の黨大會が開かれた。これに參列した黨員一萬に及び、

『ナチスは搖がぬ』

六三、ナチスの十戒

6
1

といふことを如實に證明した。「ナチス」とは國家社會主義勞働黨の略稱である。

その日、ルールの坑夫たちは、首領ヒットラーの顔を見、聲を聞くべく、貨物自動車に乗つて、エツセンを發し、四十時間を走りつゞけて、大會に参加した。以て、その人氣を知るべしである。黨員は、次から次へと増加した。その勢ひを見て、社會黨はじめ、反ヒットラー派の人々は、恐怖を感じずにはゐられなかつた。それは、ヒットラー黨が、武力を以て政權を奪取せんとする行動に出はしまいかといふことであつた。

しかし、ヒットラーは、嚴格に、

『たゞ合法的に——』

と宣明し、

『すべては合法的に——』

と黨員の輕擧を戒しめた。

『われらは公明正大である。政權は策謀を以て獲得する必要はない。吾等はたゞ前進するばかりだ、どこまでも合法的に進む。そして、合法的に政權を得やう』

ヒットラーは毅然として斯う云つた。そして、更にまた、

『國家社會主義勞働黨は、ワイマーの憲法によつて、即ち、合法的手段によりて政權を獲得せんとする。併し、一旦政權を得た場合、吾人の目的に適合した組織や、政治形態をドイツ國民にかへるであらう。そして、それに依つて、マルクス主義の害毒に打ち勝つ事實を示すであらう。現在の憲法の下にあつては、この大事業を遂行することは出来ない』

『彼等はドイツを今日の狀態にまで陥れ、弱め、苦しめた責任を清算しなければならぬ』と主張して動じない。

黨員は元氣満々である。黨首の鬪志をそのまゝに、潑刺としてゐる。彼等は革命も辭せない。ヒットラーは、彼のはやり立ち、いきり立つ心を抑へるべく、同時に、精神的、道徳的訓練に資すべく、黨員の信條十ヶ條を列擧した。これは、ベルリンのナチスの司令であり、ナチス全體の宣傳部長であるゲーベルス博士のペンに成るものだと云はれてゐる。曰く、

一、汝の祖國はドイツといふ。何よりもこれを愛せよ、言葉よりも行動によつて！

二、ドイツの敵は汝の敵である。汝の全心を以てこれを憎め！

三、國民同胞のすべては、最も貧しいものでも、ドイツの一部である。汝自身の如くにこれを愛せよ！

四、自分のためには、たゞ義務のみを求めよ、然らば、ドイツは正義を得ん！

五、ドイツを誇れ！ 幾百萬の人が、生命を犠牲にしたる祖國は、眞に誇りであらねばならぬ！

六、ドイツを罵るものは、汝の祖先を罵るものである。汝の拳を以てこれを打ちのめせ！

七、惡漢を幾度も打ちのめせ！ 汝の正當の權利が奪はれたる時は、記憶せよ。それと闘ふには、たゞ物質力あるのみ！

八、反ユダヤの無賴漢となるな。しかし、ベルリーナー・ターゲブラット（ユダヤ系の有力な新聞）は注意せよ！

九、ドイツの名を呼ぶるゝ時、赤面する必要のないやうな行動をとれ！

十、將來を信ぜよ！ これによつてのみ、汝は、勝利者たり得るのだ！

黨員の胸には、この十ヶ條が泌み込んである。その昔、スタインが、

『予はたゞ一つの祖國を持つてゐる。それは、ドイツと呼ばれるところのものである』

といつて、プロシヤ意識を離れて、大ドイツ主義を叫んだ時——フイヒテが、ナポレオン軍の銃劍に包圍されつゝ、「ドイツ國民に告ぐ！」の大議論をつづけた時、——その當時の愛國志士の面影が、彼等ヒットラー黨員の顔前に、まさしくと幻影となりて浮んで来て、それが、第一層、彼等を勇躍せられると云はれてゐるが、その精神的原動力の規格が、この十ヶ條に存してゐるといふことが出來やう。

六四、ナチス最初の大員

六月六日の黨大會以來、ヒットラーの活動は益々烈しくなつた。各州各地に開かれる黨大會には、ヒットラーは、萬障を繰合して参列した。彼は、その超人的雄辯を以て大衆の心を捕へるばかりでなく、一方には、ペンを執つて、インクの嵐を捲き起した。

これもまた、彼自身にとつては一奇蹟であつて、嘗て、彼は、自ら、論説が出来るかどうかを疑がつた。しかし、一度やつて見ると、意外なる結果に驚ろいた。文においても、彼は自信を持たなかつた。「我が闘争」二巻の著述は、彼をして、完全に文章にも自信を抱かしめた。彼は言つた。

「言論も、文章も、要するに技術ではない。天才でもない。要は、人間の心を掴むことが正確であるか否かにある。そして、正確に掴んだところを、卒直にそのまま表現し得るか否かによつて、その効果が定まる」

と。彼は確かに、大衆の心を掴み、これを看破し、洞破し、而して、大膽に聲明し、宣言することが出来た。世は彼を呼ぶに、

『インクの騎士』
を以てした。血に燃ゆる青年は、學生は、婦人は、彼の雄辯に魅せられ、彼のペンに動かされ、渴仰と熱望を彼の上に集中した。

一九二六年ワイマーに開かれた、ワイマーナチス大會に方つては、近郊一帯の青年男女來り

會し、この、共産黨の中心地ワイマーは、——共和憲法發布の地ワイマーは、國家社會主義労働黨の重要な中心と化してしまつた。その日の大會に於て、ヴェルサイユ條約、及び、それに附屬するすべての條約を否認する決議を行つた。

それと前後して開かれた、ニュルンベルグにおける、一九二六年度、ナチス黨大會は、空前の盛觀を呈した。その日、ニュルンベルグに雪崩れ込んだ大衆は、或は汽車で、或は自動車で、或は貨物自動車、或は徒步行進で、總數十萬に上つたといはれてゐる。

二萬五千の嵐の分隊が、制服に身を固めて、街頭大行進を行つたことは、『全ドイツの反對者を威壓した』と云はれた。

ヒットラーの通る處は、西側を嵐の分隊が垣を築いて道を作らなければ、歩行することが出来なかつた。これは、必らずしも、ニュルンベルグばかりでなく、ヒットラーの行くところ、大抵は大衆に包圍されてしまふので、嵐の分隊が作つた垣の中を通つて行くのが例である。

ザクセン、チュリンゲンは、共産黨及び社會黨の最も優勢なところである。然るにも拘らず

チューリングゲンに向つては、ヒットラーが、最初から強力に宣傳を試みてゐた。このことは既に述べた通りである。その結果は、チューリングゲンにおける、ナチスの勝利となつて輝いて来た。一九二九年のチューリングゲン議會選舉に方つては、完全に、ナチスが勝利を得た。

そして、ナチスの、フリツク博士は、内務大臣兼文務大臣となつた。これは、國家社會主義労働黨の記念すべき最初の大臣である。フリツクは、全力を擧げて、黨の精神による改革の實を擧げんとしたので、意外の好評を博した。けれども、社會黨はこれを喜ばず、遂に、一九三一年四月に、チューリングゲン議會に於て、人民黨を動かし、フリツク彈劾案を通過せしめた。フリツクは止むなく辭した。

フリツクはかくして辭したが、フリツクの大任就任は、地方黨員をして奮起せしむる有力なる刺戟となつた。

六五、ナチスの宣傳網

一九二九年六月七日、ヤング案が決定して、最後の調印を了つた時、ドイツでは、従來のドウス案に比して、賠償支拂金額が、約六億乃至七億マルク減額されたのを見て、この分を減税に振り向けたり、産業振興に費つたりしやうと考へてゐた。ところが、その目算はがらりと外れた。といふのは、不景氣が崇つて、經濟界が全く行きつまつてしまつたからである。

減税などは思ひもよらぬ。反つて大増額を行はなければならぬといつた破目である。ドイツの空はだん／＼に薄暗くなつて来た。不景氣は世界的に擴がつて来る。産業は振はない。失業者は増加する。人心は落ち附かなくなる。容易ならざる状態が押し迫つて来た。

ヒットラーは、ぢつと時局を凝視した。

『今こそ、國民の耳を叩き、眼を開かせる時だ』

彼は全國に向つて宣傳の總動員を行つた。

ヒットラーを語るものは、必らず、嵐の分隊を語る。しかし、その宣傳部について語ることを忘れてゐる場合が多い。ナチスの目覚しき發展は、その前衛隊である、嵐の分隊の力の如くに見える。けれども、嵐の分隊ばかりが、ナチスの發展の動力ではない。ナチスを擴大せしめ

るものは、その宣傳部の活動である。宣傳部から見れば、嵐の分隊も、宣傳の一方法として活用してゐるに過ぎないのである。

國家社會主義労働黨の宣傳機能は、情報部に統一されてゐる。情報部は黨の眼であり、耳であり、ドイツ國內のことは勿論、世界全體の情報を集め、動向を究めつゝある。宣傳部は、その傘下に巢喰つて、大衆の心魂に喰ひ入るべく策謀しつゝある。宣傳部は、文書宣傳、演説宣傳、街頭行進、文化施設の四つの部門に分れて、それぞれ専門的に研究を進め、効果を擧げやうとしてゐる。

文書宣傳の中心は、機關紙フルキツシエ・ベオーブアハターであるが、此の外に、十二の日刊新聞、三十四の週間新聞、十一の月刊雑誌がある。無数のパンフレットが、色々な形で發行され、繪葉書が種々なる意匠とスローガンを載せてバラ撒かれる。ポスター、チラシ、その他の工夫も文書宣傳係りの仕事である。黨首ヒットラーが、「インキの嵐」を捲き起すのも、この部のことである。

ポスターでも、雑誌でも、新聞でも、チラシでも、パンフレットでも、凡そ文書宣傳の範圍内に屬するものについては、單に、これを作成し、撒布せしむるだけに止まらず、その利用法、活用法についての指示訓練を周到に與へてゐる。例へば、一旦持つて出た新聞なり、雑誌なり、パンフレットなり、さうしたものは、決して再び自宅まで持つて歸つてはならぬ。必ず、人の目に觸れるところ置き忘れて來いといふが如きものである。汽車の中でも、待合室でも、電車でも、自働車でも、會社でも、銀行でも、何處でも宜しいから、人の目に觸れ、人が手に取り易い場所に置くか、直接人に與へるかせよといふのである。

パンフレットその他の作成ぶりを見ても、微細なる點にまで注意を拂つてゐる。その多くは、寫眞を中心とし、これに、口誦し易い、スローガン風の、きびくした短かい説明を附して要領を得るやうにしてある。一度手に取ると離すことが出來ないやうな、名句名文を連ねてあるものもある。寫眞の撮影についても非常な苦心の跡を見るのである。何れも、それ／＼の専門家を、その目的のために訓練して、その仕事に當らしめてゐるのであるから、よいものが出來るわけである。

演説宣傳は、大衆の前に立つて演説することは勿論であるが、さうした、特に公開的に、大

衆を呼び集めてやること以外に、日常の社交においても、宣傳の効果を擧ぐるやう訓練してある。個人と個人との談話においても、その話題や、材料について、平素から特に多くの資料を供給してある。故に、ナチスの一黨は、幹部から平黨員に到るまで、その座談、漫談に長じておる點に一の特長があるといはれてゐる。宣傳の目的のために、討論會の如きも盛んに催うされる。また、演說會の場合や、大勢の人が集まつてゐる場所などで、計畫的に、組織的に、ヒツトラー萬歳を稱へたり、「第三帝國へ！」と叫んだりするやうな事によつて、その一黨の聲威を示すといふやうな方法も、この演說宣傳の部門において研究し、訓練しつゝあるところである。

街頭行進は、最も大切なる宣傳方法の一であつて、それが、多數の黨員が、示威的大行進をなす場合は勿論のこと、たとひ、一人であつても、二人三人と連なつて歩く場合であつても、『ナチスを通る』

『あれはナチスだ』

と行人の眼を集めるやうに研究が積まれてゐる。途中において、ナチスが、出逢ふた場合の如き、その挨拶、談話などにナチスの面目を躍らせやうとする。料理店や、ホテルや、カフェなどにおいて出逢ふ場合においても、ナチス相互の挨拶がある。その挨拶、談話、その他の慣習のすべてが、ドイツ全體を通じて共通であることは云ふまでもない。

とにかく、ナチスの宣傳機構の偉大にして、統制あり、訓練が行き届いておる點は、嵐の分隊のそれと譲るところがない。ナチスをして今日あらしめたるものは、確かに、この宣傳組織の完備した網の賜物であるといへる。而して、その宣傳の指導者は、北ドイツのナチスの指導者として知られ、ベルリンのナチスの司令であるゲーベルス博士がある。ゲーベルス博士は、貧弱な小男に似合す、大膽にして闘志満々、しかも、鋭敏明快なる頭腦の持主である。彼は、北ドイツにおけるナチスの指導者としての偉勳者であることは勿論であるが、それよりも、この宣傳機構を大成せしめたることに、偉大なる功績を止めてゐる。

六六、四分の一パーセントの祟り

一九三〇年三月「四分の一パーセント」が内閣を瓦解せしめたといふ、珍妙な政變が起つた。當時社會黨の首領ヘルマン・ミュラーが、内閣の主班として立つてゐたのである。この内閣は、一九二八年六月、マルクス内閣總辭職の後を享けて成立したものである。

一九二八年といへば、その年の三月、マルクス内閣は、議會の解散を斷行し、五月二十日を以て、總選舉を行つた。その選舉の結果が拙く行つたので、マルクス内閣は總辭職の止むなきに到つたのである。その時の選舉の結果を見ると、

黨 派	議員數
國 權 黨	七三
ヒットラー黨	一三
ドイツ人民黨	四四
ドイツ民主黨	二五
中 央 黨	六二
社會民主黨	一五二
バイエルン人民黨	一六
經 濟 黨	二三
共 産 黨	五四

其他の政黨計

二八
四八九

であつて、この總選舉において、マルクス内閣は、その支持者僅かに百三十名に過ぎず、到底その存立を許さなかつたのである。たゞこゝに注意すべきことは、ヒットラーの國家社會主義勞働黨が、初めて、十三名の議員を送り出したことである。

ヒットラー黨は、議席を持つことになつたが、ヒットラー自身は、議席に即くことが出来なかつた。なぜなれば、彼は、ドイツの國席を持つてゐなかつたからである。ところが、これについて、一つ文句が出て來た。といふのは、一九二三年十一月八日の、ピヤホール一揆に際して、大統領エーベルらが發した布告の中に、

『最近國籍を獲得したる——』

といふ文字があることを以て、ヒットラーはドイツ國民であると主張したのである。けれども、これに對して、ヒットラーは、黨員をなだめ、『予は必らずしも議席に即く必要はない』

六六、四分の一パーセントの祟リ

と云つて強く主張することを止めた。これについて、ある人が、一黨の總裁が、議席を持たぬことを不合理とし、

「貴下は、ドイツの國籍を持たずして、今後どうする積りですか」

と尋ねたところ、ヒットラーは、

「自分の天下が實現すれば、形式上のことは何でも定まる」

と答へ、

「でも、議會政治に於て、貴下自ら議場に臨まぬといふことは、貴下の政見を徹底させる上に

不便なことはありませんか」

といへば、

「我黨の議會進出は、たゞ、我黨年來のスローガンである、「たゞ合法的に」といふ精神に基く

もので、要は方便の問題である。合法的に政治を進展せしめるためである。たゞそれだけのこ

とだ。本来、自分としては、議會に何等の關心を持つてゐない」

と平氣で言ひ切つた。

彼は、國籍を得るために、何等の努力もしなかつた。

マルクス内閣の後に出來たミュラー内閣は、世に「人材内閣」といはれたものである。ワイ

マール聯合に人民黨を加へたもので、その顔觸れは左の通りである。

宰相	ミユラー (社會黨)
内相	ゼーヴェリング (同)
蔵相	ヒルファデング (同)
労働相	ウイツセル (同)
外相	ストレーゼマン (人民黨)
經濟相	クルチウス (同)
法相	コツホ・ウエーゼル (民主黨)
食糧相	デートリツヒ (同)
交通相	フォン・ゲラール (中央黨)
遞相	シエツツエル (バイエルン人民黨)
國防相	グリユーナー (無所屬)

人材問題とは云つても、その實、その基礎が元來寄合世帯であるので、その存立は決して安固なものではなかつた。それに、閣員が所謂人材といふことで、その一人々々の動搖が、忽ち

内閣全體の危機を誘發するといふ風であつた。コツホ・ウエゼルが内閣を辭した時にも、ヒル
 ファデングが辭めた時にも、内閣の危機が傳へられた。近代ドイツの生んだ巨人外交家ストレ
 ーゼマンが死去した時には、ミュラー内閣の危機は勿論、ドイツの危機であるとも云はれた。
 けれども、ミュラーは、よく、この危機を外らして、内閣を維持した。それが、よき結果を
 齎らして、

『ミュラーはやるぞ』

といふ印象を興へるに到つた。ところが、意外なことが破綻を生み出して、ミュラー内閣を頓
 死せしめた、意外なことゝいふのは、失業保険の掛金の問題である。

一九三〇年一月における、ドイツの失業者は二百二十三萬人であつた。その前年、一九二九
 年一月の失業者は百七十萬で、前年に比べると、五十萬人からの増加である。失業者の増加は、
 失業保険の會計不足を誘發したので、この不足を補ふために、労働相ウイツセルは、失業保険
 の掛金を、三・七五パーセントにしやうと云ひ出した。これに對して、重工業團を代表する人民
 黨の大臣は、三・五パーセントを主張した。その差實に〇・二五、即ち四分一パーセントである。

金額にして、七千萬マルク(約三千五百萬圓)の問題であつた。しかし、兩者、自説を強力に
 主張して譲らなかつたので、内閣不統一、こゝに内閣の瓦解を見るに到つた。

『これは容易ならざることである。ドイツは従來の政黨によつては救はれぬ。彼等は、ドイツ
 を弱めた責任あるばかりでなく、より以上に弱める罪惡を犯しつゝある』
 ヒットラーは云つた。

『我等は我等の仕事を急がねばならぬ』

と、こゝに、更に大なる馬力をかけて大宣傳に著手した。これが、一九三〇年から、一九三一
 年にわたつて、大々的に行はれた國家社會主義労働黨の、黨員獲得のための全國的宣傳の直接
 の原因となつたものである。

六七、ビール税の値上は人道問題

ミュラー内閣に代つて成立しのが、ブリュンニング内閣である。ブリュンニングは、四十五

六七、ビール税の値上は人道問題

歳のチヤキ、外見から見ると、優雅な紳士である。やさしい眼、薄い唇、女のやうに柔らかく静かな聲——しかも、その胸には強靱な意志を宿してゐる。彼は非常な決心を以て組閣に當つた。組閣に際して、彼は、大統領ヒンデンブルグに對して、萬一の場合、『公安と秩序が著しく妨げられ、または危険に陥つた際は、非常権力を使用し得』とある憲法第四十八條の規定を適用すべきことあるべき諒解を求めた。随分思ひ切つた要求である。しかも、大統領は、これに對して諒解を與へた。かくして、出來上つた、ブリュニング内閣の顔觸れを見ると、

- 宰相
ブリュニング
- 内相
ウイルト(中央黨)
- 交通相
ゲラード(同)
- 労働相
ステゲルワルド(同)
- 經濟相
デイトリツヒ(民主黨)
- 外相
クルチウス(人民黨)
- 藏相
モルデンハウエル(同)
- 遞相
シエツツエル(バイエルン人民黨)

食糧相
シーレ(中立)

國防相
グリユーナー(中立)

右の中、八人までは、前内閣の閣僚たりし人々を含んでゐるといふことは注目に値する。而して此内閣は、その數的實力において、政府黨總計百九十六名、反對黨總計二百十八名といふ弱勢であつて、この外に、フーゲンベルグの率ゐる灰色議員約八十名が存在するので、これを軟化せしむることによつて、政府黨に勝味が出るといふ不安定なものであつた。

ブリュニングは、重大時局を引き受けるに、斯の如き、不安定な内閣では心もとないので場合によつては、「非常権力を使用する」といふ諒解を求めてかゝつたのである。彼は重大議案の上議せらるゝ度に、解期命令を入れた赤封筒をポケットに忍ばせて登院したのであつた。これによつて、最初の内閣不信任案はともかくにも政府の勝利となつて否決された。

けれども、ブリュニング内閣の取つた經濟政策には、この内閣の危機を孕んでゐた。その一は、非常献金法案であり、その二は、農業政綱であり、その三は増稅案である。

非常献金法案といふのは、年收三億マルクを捻出するために、官吏、その他官廳使用人から

は給料の四分、官民法人團體の關係者からは、給料の二分を強制的に納めしめんとするのであつた。

農業政綱といふのは、一九三一年六月末日まで、特定の農産物、並びに、準農産物の關稅を政府において適當と認める程度にまで引上げることが得せしめるもので、その大體の内容は、小麥、大麥、燕麥の關稅引上げ、凍肉五萬噸の無稅輸入制度の廢止、セーゴ、澱粉、鶏卵、牛乳、コンデンスミルク、葡萄酒、シヤンパン等の關稅引上げ、鮮肉の關稅五割増等である。増稅案といふのは約五億三千萬マルクを捻出するため、營業稅、百貨店商稅、ビール稅の引き上げ等である。

非常獻金法に對して、官吏役人等が反對するのは云ふまでもないが、農業政綱、増稅に對しても、消費階級が反對するのは勿論のことである。殊に、この二つは、消費階級にとつて、二重の重荷であるから、反對の聲が猛然として起つたのは偶然でない。

ビール稅引上げに對する猛然な反對は、いかにもドイツらしい情景であるが、ビールの本場バイエルンを中心に、大々的反對運動が開始された。これについては、牧師たちまでが、

『ビール稅の値上げは人道問題である』
と叫んで反對の氣勢を擧げた。

ブリュンニングは、國を擧げての猛烈な反對の聲の中にあつて、

『國家非常の場合、國民は爲し得る、最後の努力まで徹底しなければならぬ』

と遮二無二押し切らうとした。しかし、事態はブリュンニングの決心だけではうまく解決されず、非常獻金法案が、直接の動因となつて、藏相モルデンハウエルは辭職してしまつた。その後を繼いだのが、民主黨のデートリツヒである。デートリツヒが代つても、矢張り所期の増稅はやらなければならなかつた。しかし、それらの諸法案を提出しても、議會に於て否決されることは見えすいてゐた。然るにも拘らず、ブリュンニングは、例の、非常權方法による緊急命令の形式で、膨大なる新稅法案を強行實施せんとした。

これに對して、社會黨は、緊急命令撤廢案を提出した。採決の結果は、所期通り、二百三十六票對二百二十一票を以て、撤廢案が可決された。斯うなると、ブリュンニングの一大決心をせねばならなくなつた。

總辭職を執行するか。それとも、議會を解散するか。

二者その一を選ばなければならなくなつた。ブリュニングは腹を決めた。彼は、七月十八日を以て、議會の解散を斷行した。

六八、ヒットラー黨の大勝利

ブリュニングの議會解散は、全ドイツをして、異常な緊張を感じしめた。この解散によつて來るべき總選舉は、たゞ單に、政府黨が勝つか負けるかといふやうな、從來と一律の興味を以てするわけには行かなかつた。それよりも、問題はもつと深酷であつた。ドイツは現在の制度を保持し得るか否かといふことにかゝつてゐた。更にまた、右か？ 左か？ といふ岐路にも立つてゐた。なぜかなれば、一方にヒットラーその他の右傾運動が、急速度を以つて進展しつゝある間に、一方には共産主義への極左運動も、同じやうな速度で發展しつゝあつたからである。問題は、寧ろ中間を許さずして、端的に、右か？ 左か？ にかゝつてゐるかにさへ見

えた。

その原因は、主として時局を洞察するに天才的であるヒットラーが、ミュラー内閣末期に方つて早くも、

『缺陷はいよゝ徹底である』

と斷じて、大宣傳運動に着手したその活動が、極めて激烈であることに存した。それが、ブリュニング内閣の成立を見、その爲すところに直面して、

『ドイツはこのまゝではいかぬ。ワイマーの共和國は亡びなければならぬ』

とし、政治組織の根本的改革を主張した。その政治組織の根本的改革について、ヒットラーは、どこまでも、「合法的に！」と主張したが、ナチスの有力な指導者であり、ヒットラーの最も大切な相談相手の一人であるシュトラーターは、

『合法的も時と場合による。今はたゞ革命行動あるのみ』

と主張してヒットラーに容れられず、遂に脱黨して、自ら、「革命的國民社會黨」を組織するに

到つた。それほどに、當時のナチスは張りきつた気分になつてゐたのである。

その際の総選挙である。ナチスの緊張は勿論のこと、全國民が緊張したのも當然のことと云はねばならぬ。

ヒットラーは叫んだ。

『この総選挙は、ドイツをドイツ人の手に取戻し、世界をマルクス主義の手から奪ひ取るためのものだ』

と。こゝに、ナチスの巧妙にして徹底的な大宣傳が開始された。ナチスの選挙スローガンは、従来のそれと少しも變るところなく、依然として、

ヴェルサイユ條約を葬れ！

ヴェルサイユの鎖を粉碎せよ！

高利貸的賠償案を葬れ！

ヤング案を寸断せよ！

利子奴隷を解放せよ！

殖民地を回復せよ！

ユダヤ人を追つ拂へ！

ワイマー憲法を廢止せよ！

マルクシストを排撃せよ！

自利よりも共同利へ！

ドイツ人のドイツ！

第三帝國へ！

これらのスローガンは、或はポスターに、或はビラに、或はパンフレットに、或は寫眞に、或は看板に、或は電燈廣告に、人の眼に觸れ、耳に聽えるところには、隈なく行き渡らせられた。嵐の分隊は、宣傳の第一戦線に立つた。自動車、貨物自動車などに、宣傳ビラや、ポスターなどを積み込み、これに宣傳員が乗り込んで、全國の町から町、村から村へとバラ撒きはじめた。ベルリン、ミュヘン、その他大きな都市では、ラウドスピーカーを載せた自動車が、街頭を駆け廻つて大衆に呼びかけた。ヒットラーもまた陣頭に立つて獅子吼した。

九月十四日、いよく投票の日は来た。

その結果は、驚ろくべき衝動を全世界に與へた。ヒットラー黨は、わづか十三名から、一躍百〇七名に躍進し、社會黨の百四十三名につゞいて第二黨となつたのだ。選挙の結果を見ると左の通りである。

黨派別	得票數	議員數	舊議員數
社會民主黨	八、五七二、〇一六	一四三	一五二
ヒットラー黨	六、四〇一、二一〇	一〇七	一三
共產黨	四、五八七、七〇八	七六	五四
中央黨	四、一二八、九二九	六八	六二
國權黨	二、四五八、四九七	四三	七三
人民黨	一、五七六、一四九	二九	四五
經濟黨	一、三六〇、五八五	二三	二三
國家黨	一、三二二、六〇八	二〇	二五
人民黨	一、〇五八、五五六	一九	一六
其他		七一	

ヒットラーは勝つた。

六百四十萬票を贏ち得たヒットラー黨の躍進！

これは正に全世界の驚異であつた。

しかも、ヒットラーは黨員に向つて警告した。

『我等は勝つた。一九三〇年九月十四日、これは、我等の偉大な記念日である。しかし、この未曾有の勝利は、我等の戦の終りではない。我等の戦は、この勝利から始まるのだ』と。

『たゞ合法的に——』

と戒しめつけて来たヒットラーとして、これは正にしかあるべき警告であつた。

チエツコスロヴァキアの名外相、ベーネミュ博士は、この、ヒットラーの驚異的躍を見てその年、十二月十三日の、「サタデー・レヴュー」誌上に載せた論文の一節に次の如く言つた。

『新ヨーロッパの鍵を握るものはドイツである。この數ヶ月間にドイツに起るべきことは、來るべき數年間のヨーロッパの政治の動向を決定する。地理的に、ヨーロッパの中心にあるドイツは、政治的にも、經濟的にもヨーロッパ中樞である。しかも、この國に於て、ヨーロッパ

ツバ安定の基礎であり、又、國際聯盟の基礎でもあるところの諸條約を破棄せんとする運動に對して、権力を附與すべく、七百萬の市民が投票を敢てした」と。
 この運動といふのは、云ふまでもなくヒットラー運動である。「七百萬の市民」といふ事は、この選挙の結果についていふてゐるのである。

六九、黨擴張の大宣傳

ヒットラーは勝つた。國家社會主義労働黨は躍進した。
 しかし、こゝで、ドイツは考へなければならなかつた。ヒットラーの勝利は、明らかに右傾派の有力を證明したけれども、一方においては、共産黨が第三黨となつた。右に進む力も伸びた代りに、左に進む力も著しくなつて來た。ドイツは、選挙前において、「ドイツの危機」として深憂したところを、選挙後において、深憂しなければならぬ事實を認識するに到つた。
 『このまゝでは濟まされぬ』

といふ感じが強くドイツ國民の間に起つて來た。ヒットラーは、この感じを、素早く觀取してしまつた。

『我等の戦は、此の勝利から始まるのだ』
 彼は斯う云つて、一層の努力を以て、全國的宣傳に精進した。それが、ヒットラーの、「三〇より三一まで」と云はれる宣傳活動であつたのである。

ヒットラーは、國民に呼びかけることを以て、最も重大な任務であると信じてゐる。故に、機會さへあれば、彼は必らず民衆に對することを怠らなかつた。彼は、今や、民衆に對してもその叫びは、極めて端的になつて來た。

『ヴェルサイユの鎖を粉碎せよ！』

ヤング案を寸断せよ！』

と眞向から叫んで、戦勝者の賠償狂に對して、最後の反對を闘はなければ、ドイツは滅亡の外はないと断じ、

『第三帝國へ！』

の理想を高調した。

彼は、如何なる場合でも、國民大衆に呼びかける機会を逸しなかつた。總選舉後間もなく、即ち、九月二十五日に、ライブチツヒで開かれた、ヴェント、シュレージンゲル、ルーデイン等の公判に、證人として呼び出された。これは、被告等が、軍隊内に國家社會主義勞働黨の細胞を作らんとしたことが暴露して告發されたものであつた。

證人ヒットラーは、法廷において、何の憚るところもなく、大氣焰を擧げた。彼は、あからさまに、

『我等の目的は世の知つてゐる通りである。必らず行くところまで行く。その勝利の日は近づきつゝある。しかし、我等は、どこまでも、合法的に目的を達する。だゞそれだけのことだ』といふと、裁判長は、

『それなら、合法的に、權力を獲得した曉には、一九一八年十一月九日の反逆者に對して、汝の威嚇を實行する氣かどうか』と質すと、ヒットラーは昂然として、

『その時には番が来るだらう』

とたつた一語答へた切りであつた。

ヒットラーが、法廷で述べたところは、忽ちにして、法廷の壁を突き抜け、國境を越えて反響した。彼は法廷に於て語るのではなく、斯うした場合にも、大衆に呼びかけてゐるのだ。

その頃、ルマルクの、「西部戦線異状なし」が熱狂的歡迎を受け、映畫化されて、また、非常な喝采を博した。ところが、ベルリンにおける、ヒットラー黨員は、

『この映畫は、ドイツ軍人の精神を、商業的目的のために變改した』

といつて憤慨し、暴力を以て、その上映を禁止させやうとした。映畫館は、これがために、警官の垣を以て保護しなければならなかつた。最初は、ナチスのみの憤慨と思つてゐたか、それが、やがて、この映畫が、商賣上の理由から、ドイツで上映したものと、外國で上映したものとでは、その内容がひどく變つてゐて、しかも、ドイツ軍人の精神を冒瀆した點が多いといふので、一般民衆までが怒り出したので、いよいよ事が大袈裟になつた。すると、ナチスは、それ見たことかと、ますますいきり立つて、一時はどうなることかと案じられたほどであつ

た。

ヒットラーの宣傳機能は、實際敏活なる作用を持つてゐる。地方における一小部落に起つたことでも、忽ちにして、全国的に黨員全部に情報を通じ、新らしき宣傳方法を工夫すれば、翌日からでも全国的にこれを實行するといふ風である。この機能を利用して、全馬力をかけてやつた宣傳に、効果が擧らぬといふ理由はなかつた。

總選挙は済んだ。ヒットラーは勝つた。この勢ひで、一と押し押せば、ドイツは我物といふ氣が、元氣な黨員の間に續々と湧き上つた。幹部の中でも、今こそ突撃の時だと主張するものも出て來た。けれども、ヒットラーはこれを抑へた。

『たゞ合法的に——』

『政權にありつくことを急いでならぬ』

と云ひ、

『我等に取つて、現在の急務は、より以上、黨員を獲得することだ』

そして一層の宣傳を行ふことにした。けれども、ヒットラーのこの態度に對して、

『黨首は、第二黨となり得たことを以て、政府割り込みの可能性を觀取し、結黨當初における最高目的のためには、既存勢力否認のために、暴力も、法律蹂躪も辭せずとする意氣を失つた。この妥協性はヒットラーの反逆である』

と硬論を吐くものなどが出て來た。これに對しても、ヒットラーは、

『予は云つた。たゞ合法的に——と。それが最近數年間、黨員各自が嚴守して來たところではないか。今さら、予に、妥協性ありなぞとは飛んでもない誤解だ。予は敢ていふ、暴力行爲ばかりが強さの表現ではない』と。

七〇、ゲーベルス博士襲撃事件

七月十八日の解散は、既に述べた通り、三百萬の失業者を救ふための社會政策豫算、その他の經濟界救済費を合せて、十億マルクを捻出しなければならぬこと、及び、ヤング案賠償實行による財政難切抜け等のため、財政大改革の必要に迫られ、モルデンハウエルは、懸命

63
10

になつてこれに當つたが、非常献金法案が崇つて桂冠の止むなきに到つた。後を繼いだデートルツヒとても直ちに財源難に當面して、モルデンハウエル案を直ちに改めるといふことも出来ず、反つて、これに加ふるに、獨身税とは、所得税の増率とかいふことを新たに考へ出して急場に臨んだので、結局反対派の不満を増大せしめるに到つた。その結果として非常権力法を適用してまで、やつて除けやうとし、解散の止むなきに到つたものである。

而して、選挙の結果はといへば、政府黨百七十八名に對する、反対派三百九十五名といふ明瞭な隔たりを示し、中間派の操縦もまた決して政府に有利でないといふことになつてしまつた。これでは、政府としては、當然辭職しなければならぬのであるが、ブリュンニングの決心は牢固として抜くべくもない。社會黨と妥協すれば、未だ政府與黨に勝味があることを知つてゐるからである。若しそれで行かなければ、どこまでも、例の非常権力法を以てしても、所信に向つて邁進し、この難局を打開せんと決心を示した。

これに對して、ヒットラーは、必らずしも反對の態度に出でず、反つて、これと妥協せんと氣振りさへ示した。これが、黨内の強硬分子を怒らしたのである。その強硬派の親玉は、東部ドイツにおける嵐の分隊の司令であり、ヒットラーにとつて、軍事上の片腕であるスチンネスであつた。彼は、ヒットラーの妥協的態度を見て、

『これは政策轉換である。吾人の一枚看板を塗り變へて、ブリュンニングと妥協することは、國民を欺瞞するものだ』

と非常に憤慨した。そして、彼は、その部下に命令して、ベルリンのナチスの頭目、ゲーベルス博士の本部を襲撃せしめた。ゲーベルス博士は、スチンネスが武の片腕であれば、智の片腕はゲーベルス博士だとまでいはれてゐるほどの、ヒットラーの重要幹部である。スチンネスが、ゲーベルス博士を襲撃した理由は、ヒットラーをして政策轉換を行はしめたものは、ゲーベルス博士であるといふ怨みからであつた。

ゲーベルス博士の本部は、滅茶々に破壊され、博士は、わづかに身を以て遁れたのであつた。

この襲撃事件は、當時「ナチスの内訌」として盛んに宣傳され、
『ナチスは將に分裂れんとしてゐる。昨日、議會における第二黨に躍進して、今日は、忽ちに

して土崩瓦解の運命に直面した。一夜作りの大政黨の末路哀れむべきだ』

とか、

『彼等成上りの大政黨の幹部連は、僥倖の大勝に狂喜して、心身錯亂、醉漢の如く同志討ちを始めた。醜態寧ろ氣の毒である』

とかいふやうな記事が、反對派の新聞に書き立てられた。

けれども、ヒットラーは、かゝる世評には耳を傾けなかつた。彼は、黙々として、百〇七名の代表者を議會に送つた。彼自身は、ドイツの國籍なき所以を以て、議席に即くことが出来なかつたけれど、議員の統率は彼自らこれに當つた。しかし、ナチスの議會における活動は永くは續かなかつた。といふのは、ブリュンニグは、社會黨と妥協したからである。

ヒットラーに云はせると、ブリュンニグが、社會黨と妥協したことは、選挙が示した國民の意志を無視したといふのである。これには、國權黨も同意見であつた。即ち、國民は、選挙を通じて、ヤング案の寸斷に賛意を表し、屈辱條約放棄に賛意を表し、明らかに右傾的意志を表明したといふのである。そして、ナチスは、國民代表たるの立場を捨て、かゝる議會に關

心を持たぬといふ態度を示した。

『今に及んで、マルクシストと握手するが如き政府は、これを認めることが出来ぬ』

これがナチスの明快なる態度であつた。そして、強硬に、卒直に、反對の意志を行動の上に現はした。これがために、或時は、共產黨員や、社會黨員や、警官隊と正面衝突し、武器を執つたこともあつた。

『合法的に——吾等は此の道を護る。しかし、當局者が、非合法的行動に出る場合には、吾等も自衛のために、同じ行動を以てこれに對するを辭せぬ』

ナチスはかく云つた。

かくの如く、ヒットラーは、事實上、必らずしも妥協的ではなかつた。これがために血を流したことさへある。しかも、スチンネス一派の強硬派から見れば、未だ物足らなかつた。彼等は、頑強に、ヒットラーに向つて、強硬態度をとるべきことを要求した。けれども、ヒットラーは依然として知らぬふりであつた。

七一、軍司令スチンネスの免職

國家社會主義労働黨内に起つた反ヒットラーの氣勢は、たゞ單に、ヒットラーの「合法的に——」といふことに對する奴協性に對する反感から來たものではなかつた。スチンネスなどが、強く「政策轉換」を改め立てたについては、その據つて來る原因があつた。といふのは、一九三〇年において行はれた、ザクセンの態度と、ブリュンニングの議會解散によつて行はれた總選挙と、この二つの選挙を通じて、ヒットラーの背後には、重工業者の政黨人民黨があることが明らかとなつたからであつた。即ち、ヒットラー黨の膨大なる臺所を賄つた財的背景が、資本主義の牙城人民黨だといふことが解ると、

『これでは政策轉換も當然だ。ヒットラーはワイマー憲法を支持する人民黨に屈服した』と怒鳴り立てたものである。事實、當時のヒットラーの態度は、見やうによつては、資本主義是認のブリュンニング内閣の内外政策に引摺られて行くやうにさへ見えた。

嵐の分隊の中には、二十歳前後、のプロレタリア階級の青年が多數存在する。彼等は、その年齢に通有な資本主義反對の氣分が濃厚である。彼等が、スチンネスの怒號に共鳴して反ヒットラーの氣勢を擧げたのは云ふまでもない。而して、スチンネスは、また、これら青年の共鳴に勢ひを得て、ます／＼反ヒットラーの態度に出た。反對するとすると、反對の口實がいくらでもあり、また、ヒットラーのなすことは、事々に氣に入らなくなつて來た。

當時ヒットラーは、ミュンヘンに、國家社會主義労働黨の總本部を建築しつゝあつた。豪華な殿堂である。ナチスの本山である。これが、反ヒットラー分子には氣に入らなかつた。『そんな金があるなら、戦争を急げだ。一都市を陥れても勢力は増す。一洲を奪へば尙更のことだ。われらの前には征服すべき多くの領分が残されてゐる』などゝも云つた。

この時に方つて、一層、反ヒットラー氣分を昂ぶらしたものは、ブリュンニング内閣が、極右並びに極左運動の大彈壓政策をとつたことである。それは、一九三一年三月二十八日の大統領令を以て、兩極運動大彈壓の警察令を發布したことである。これは、從來、ナチスが最も

63
10

排撃して来た、憲法第四十八條による大統領の権限の發布によつて、地方警察當局の裁量により、反宗教、又は、其他、公安に害ありと認める一切の集會、示威行列、演説、出版等を禁止し得るといふのであつた。これでは、ナチスは、全く、手も足も縛られてしまつて、何事をもなし得ないといふことが明らかであつた。しかし、この大弾壓は、表面極右極左兩極派に向つてなされたものであつたとはいへ、その實、ナチスに對する壓迫を目的としたものであつた。然るに、ヒットラーは、これに對しても、國の法律には従はねばならぬとして、依然、

『たゞ合法的に——』

といふ態度を持續すべきことを黨員に命じた。スチンネス一派が、この態度に満足する筈がない。

『資本主義に屈服したヒットラーが、彼等の不法に對して、抗拒することが出来ないのは當然だ』

とし、ヒットラーを以て、

『資本主義の番犬』

と罵つた。こゝに、反ヒットラーの空氣は險惡化して、一と騒動持ち上らずには居ないといふ状態に立到つた。

この状態を看取したヒットラーは、ミュンヘンから、電話でスチンネスを呼び出した。そして、彼自身の口から、スチンネスに向つて、

『本日限り、東部ドイツ嵐の分隊軍司令を免する』

と傳へた。それは、眞に突然のことであつた。その電話と殆んど同時に、ゲーベルス博士にも電話があつた。そして、これも、ヒットラーの口から、

『スチンネスに代つて、東部ドイツ嵐の分隊軍司令を命ず』

といふことであつた。

スチンネスは驚ろいた。しかも、その後任が、人もあらうに、犬猿の間柄であるゲーベルスと聞けば、嚇つとなつて怒つた。そして、急報電話でヒットラーを呼び出し、

『なぜ軍司令を免じたか、その理由を明かにせよ』

と談じ込んだ。すると、ヒットラーは、

七一、軍司令スチンネスの免職

「君は、命令通りに服従すればよい」とたゞ一語答へた切りで、ガチャリと受話器を掛けてしまつた。

スチンネスは怒つた。彼は、直ちに、部下を動員して、時を移さず、ベルリンにおけるナチスの機關紙「突撃」(アングリツフ)の建物を占領した。彼は、こゝを宣傳本部として、全國の黨員に向つて檄を飛ばした。彼はヒットラーの資本主義化を攻撃し、ハツプスブルグ型の手法を詰つた。そして、

「ヒットラーは、本来、ドイツ人でないではないか。われらは、彼に何の關係があるのだ。ドイツ國民は、何故に、オースタリ人の指導を受ける必要があるのだ」

などゝもいつた。従來、ヒットラーを攻撃罵詈するものは多々あつたが、彼を、オースタリ人だと公然指摘し、外國人扱ひにしたものは未だ嘗つてなかつたことである。

スチンネスの謀反は、全國の黨員を驚ろかした。ブランデンブルグ、メクレンブルグ、ポメラニア、シレジヤなどの嵐の分隊は、スチンネスに加擔したが、その他は依然として動搖するところなく、ヒットラーを支持した。

ヒットラーは、スチンネスが、敵對行爲に出たとの報告を受けて、直ちに、ベーベルス、ゲーリングなどの幹部を召集して對策を協議した。この時、ゲーリングは、

「放つておけ。ゲーベルスは勝手に片付けるであらう。就任早々いゝ小手調べが出来たものだ。失策つたら、總司令からもう一度電話に出て貰うまでだ」と殆んど問題にしなかつた。

そして、結局、ゲーリングの言ふ通りの結果になつた。ゲーベルスは、果して、よい小手調べをやつた。

スチンネスは結局、失敗したのである。

七二、ヒットラーの金穴

スチンネスの謀叛事件に關連して、ヒットラーの軍資金の出所が、當時、特にやかましく問題とされた。如何にヒットラーが偉大であるとしても、軍資金なしに、近々十年の間に、これ

だけの躍進は不可能のことである。如何に人氣があればとて、一舉にして十三名から、一〇七名の黨員を議會に送ることは、徒手空拳では出来ないことである。

實際、ヒットラーの躍進ぶりは驚異的といはねばならぬ。一九一九年、六人クラブがドイツ労働黨となつて以來、今日まで十數年、その間に於て、ヘッセ民主國、オルデンブルグ自由國、ハムブルグ、ハンザ、スツットガルト自由都市の市會にそれ／＼有利な地位を占め、チューリングゲンでは、フリツクを内相とし、ブラウンシュワイヒでは、ナチスのフランツエンが内相となるなど到るところで勢力を擴張した。

斯の如き發展に對して、その財的背景の何者であるかに疑ひを抱くものが、「ナチスの臺所を探查せよ」と叫び出した。けれども、その臺所の賄者が、何者であるかは、簡単に「これだ」の指摘することは困難である。なぜなれば、ヒットラーの臺所は、極めて複雑してゐるからである。たゞ、「こゝからも、こゝからも」といふ風に指摘することを得るだけである。

ヒットラーの支持者は、彼の運動の擡頭の初めに方つては、バイエルンにおける、舊帝政派の愛國的地主、實業家であつた。殊に、バイエルン産業聯盟會長アウスト、及び、其養子ク

ローは、ヒットラーを最初からの援助者として、最も功績あるものである。この外、マフアイス、ホルンシユ、ザイツ、シヤラーなどいふ、バイエルン第一流の實業家がヒットラーを支持した。

ドイツ銀行と合併前のデイスコント銀行は、ヒットラーの有力なる金庫であつた。ルール地方其他フランス國境に近き地方のドイツ重工業者が、フランスに對する敵愾心からヒットラーを支援した。これらの重工業者は、先きにオルゲツシユを支援した關係から、極めて根強いヒットラーの金庫となつた。

ヤコブ・ハツスレールライン製鋼會社とかいつたやうな、國家主義政治家の關係してゐる會社も、ヒットラーの有力な後援者である。

ドイツ人民黨は、重工業者黨であつて、ストレーゼマンを絶對的盟主としてやつた來たものであるが、ストレーゼマンの死去後、これに代るべき大きな指導者を失つたため、方向を一轉して、ヒットラーを支持し、それによつて、黨の立場を有利に導かうとした。以上は、ヒットラー支持の最も有力なる背景であるが、この外にも

七二、ヒットラーの金穴

(イ) 國外にある愛國主義のドイツ人からの献金——これが十億マルクといふ膨大な金額に上つたといはれてゐる。

(ロ) 貿易業者の献金

(ハ) ヒットラーの時代来るべきを信じて、將來に自分の地位を有利に保たんとする地主富豪の献金

(ニ) 賠償反對によつて利益を受ける資本家の献金

(ホ) 共産主義の慘禍を受けた會社工場からの献金

(ヘ) ヒットラーの時代が來た時、事業上に有利な地位を得んとする企業家の献金

(ト) ヒットラー崇拜者からの献金

などがある。

なほ此の外に、資金で援助はせぬが、工場を解放して、ナチスの宣傳に便宜を與へたり、特に、ナチスに依頼して、ヒットラー主義を宣傳せたりして、實際運動上の支援をなした會社工場が少くない。ジーメンスハルスケ會社などその一例である。また、フーゲンベルグの如く自分の持つてゐる新聞系統を利用して、ナチスの宣傳に支援を與へたものもある。

これら、ヒットラーの後援者は、總じて、祖國愛に燃ゆる人々であつて、銀行家、實業家、地主、富豪等、何れも、帝政時代からの有力者が多く、成金その他新らしき金力者が少いこと

は注目せねばならぬ。彼は多く國權黨、中央黨、人民黨の既成政黨に屬してゐるが、しかも、裏面に潜んでヒットラー黨の團結を強大ならしめたのである。

なほ、また、先きに通貨膨脹時代に方つて、通貨安定のため、ストレーゼマン、ルーテルなどを助けて、レンテンマルクの發行を案出し、自らレンテン銀行の總裁となつて、通貨安定に成功した功勞者シャハトのことである。シャハトは、その後、ライヒス銀行(中央銀行)總裁となり、彼のヤング案の協議に際して、強硬にこれに反對し、遂に總裁を辭するに到つた。彼は、嘗て、

『自分が、若し、ドイツの獨裁官であつたら、明朝八時から、一文の賠償金も支拂はぬ』

と言つた位の硬骨である。彼は、ヒットラーと極めて密接な關係においてあり、その最も有力な財的方面のアドヴァイザーであり、支持者である。シャハトが卓越せる政治家である點に、ヒットラーとシャハトとの關係が、將來必ず何等かの形において具現化して來るであらうと見てゐる人が多い。

以上は、ヒットラーの臺所を支持する方面のことであるが、いかに、ヒットラーと雖も、第

三者からの献金援助ばかりをあてにしてゐるわけには行かない。ナチスはナチスとしての、自給の道を講じなければならぬ。それが黨員の黨費である。黨員は入黨金として、二マルクを納入し、黨費として月一マルク以上を納める。これが黨の豫算の基本をなすもので、この外に、大集會における入場料が、ナチスの書き入れの収入である。なほ、黨員からの寄附は、隨時、いくらでも受附けることになつてゐる。ある時は、黨員總動員で、一マルク二マルクの寄附を全国的に募集する場合もある。

七三、ヒットラーの支持者

一九三〇年の總選舉以來、ヒットラーは、國民の如何なる人々から支持されてゐるか明らかになつて來た。即ち、農民、中産民、軍人、婦人の間に最も彼の支持者があることが解つた。これを今少し分類して見ると、何と云つても、ドイツの保守思想の本場といはれる、バイエルン、ボメルン、東都プロシヤの三つの地方において、最もナチスの同情者の多いことは否むべ

とが出来ぬ。これらの地方にあつては、農民が大多數を占めてゐるが、その農民の殆んど全部が申し合せたやうにナチス黨であり、貴族、地主などもまた同様である。

地方的に、ナチスの色彩の濃厚なのは、右の三地方であるが、次にナチスに投じて來る階級を見ると、最も顯著なるものは、中産階級である。中産階級といへば、その殆んど、全部は俸給取りであるが、その俸給取りの殆んど全部がナチスを支援してゐることは驚ろくべきものであつて、その數字的の力においてナチスに非常な威力を與へてゐるものであるといふことが出来る。

次には、青年學生である。彼等の多くは社會主義的思想を抱懷してゐるが、その根は新らしい國民主義の上に發してゐる。「國家社會主義」といふ名にふさはしく、ナチスとしては、最も左翼に屬するものである。

これ等の青年、學生と同じ列に並ぶものに、青年労働者がある。ドイツの労働者の大部分は、社會黨にたらされば共產黨に屬してゐるが、新らしい國民主義の擡頭は、若き労働者の心境の上に影響を與へ、ナチスに参加するものが多くなつた。これらの青年労働者もまた、ナチスの

左翼を形成するものといへる。

こゝに一言附け加へておきたいことは、ナチスの社会主義思想は、ヒットラーの思想といふよりも、ゲーベルス博士の思想であるといふことが出来るといふことである。ナチスに投じて来た青年學生の多くは、ゲーベルス博士に聽従するのであつて、この點から云つて、ゲーベルス博士は、ナチスの思想的指導者であるとも云へる。

ナチスが、かく、全国的に、その勢力を扶植することが出来たといふことは、ヒットラーの魅力、宣傳の徹底、時代の勢ひといふものが、原因となつてゐることは云ふまでもない。而して、その黨員獲得のための宣傳運動にあたりて、嵐の分隊が、最も活動したことは勿論である。その嵐の分隊には、軍人、青年、學生、労働者など若きものが活動してゐるが、ヒットラーは、この嵐の分隊の中に、失業者、窮民を多く吸収して、これに衣食を與へることに努力した。この努力は、多数の共産黨系労働者をも吸収することが出来た。しかも、ヒットラーは、この極左分子を含む嵐の分隊の統制につきて、彼一流の方法を講ずることを忘れなかつた。

彼は、「ある場合には謀叛を豫想さるゝ異分子」に對しては、「自淨作用」を講ずべしとしたの

である。糞便は堆積したるまゝこれを永く放任すれば、自淨作用によりて、多くのバチルスを自滅せしめるといふことから、「自淨作用」といふ語を取つたのであるが、「壓力」によらず、「命令」によらずして、隊員自體の間に於て淨化するといふのが、この「自淨作用」なのである。

ヒットラーの支持者の中で、今一つ注目すべきものは、婦人である。ヒットラーの雄辯に、最も感激するものは婦人である。また、その人的魅力に打たれるものも婦人である。而して、ヒットラーは、女嫌ひを以て稱せられ、今日、なほ獨身をつゞけて來てゐるといふことが、可成りに強く好奇心を唆るものゝやうである。彼女等は、ヒットラーを呼ぶに、

「我等のアドルフ」
を以てし、

「美男のアドルフ」

と隨喜してゐる。その戰鬪的にして、常に第一線の勇者としての武者ぶりを示すところ、婦人たちにとりては魅惑的であるかも知れぬ。更に、その思想において、ドイツ的であり、保守的であるといふところが、婦人の心を惹き附けるものであらう。

七四、獨逸大統領のSOS

ヒットラーは勝つた。一〇七名の議員を議會に送つた。けれども、彼は、それだけでは満足しなかつた。

「獨裁による強力なる政治を遂行するにあらざれば、ドイツを救ふことが出来ぬ」とあつて、更に第二段の活動を開始した。彼は、

『七萬回の大集會』

を宣言した。全國にわたつて、七萬回の大集會を行ひ、その主義思想を徹底消化せしめると同時に、その集會の入場料を積んで軍資金の充實をはからんとする計畫であつた。彼はこの計畫の實行に取りかゝると同時に、一方には、プロシヤ議會を攻め始めた。これは

『ドイツを得んとすれば、先づプロシヤを得よ』

といふ昔ながらの、ドイツ政治家の金言に従がはんとするものであつた。彼は、例の「合法的」

といふことを看板にして、プロシヤを得んとした。それは、プロシヤ議會を解散せしめて、新たに選挙を行ひ、ナチスが、プロシヤ議會に、絶對的多数黨たらんとする意圖に外ならなかつた。かくして、ドイツ政界の雲行きは、まことに慌しいものとなつた。

かゝる政界の空氣の間に、一方に、經濟界の空氣は、急速度で惡化して行つた。ブリュンニングは、

『この冬は恐るべき危機が来る』

といつたが、「冬」は愚か、その言葉の未だ終らぬ間に、ドイツの財政困難が迫つて來た。この機に乗じて、ヒットラーは、國權黨と歩調を揃えて、ブリュンニング内閣排撃を策したので、ドイツは勿論全ヨーロッパに一大センセーションを捲き起した。當時ヒットラーは我新聞聯合の記者に言つた。

「國家の危機は、今後數年間續くであらう。この責任は、不合理極まるヴェルサイユ條約に歸せねばならぬ。それがために、政治的のみならず、國家の經濟的生命をも崩壊せしむべく脅威するところの諸結果が生れて來たものである。

併し、これによりて招來さるべき、最後の重大なる結果は、國家がボルシェヴィズムの混亂の渦中

七四、獨逸大統領のSOS

に引すり込まれることである。ドイツ現下の悲しむべき状態を改善せんとする我々の抱負は、今後、國家の組織を、全然變更して、ボルシェヴィズムに對する戦線を確立せざる限り、實現し得られないものと信する。

要するに、たゞこの明確なる基礎の上のみ、ボルシェヴィズムの手中に陥る悲運から、國家とその經濟的生活を救ひ出し得るもので、然らざる限り、全歐洲を同じ運命に引ずり込むことにあるのであらう。我々國粹派は、常に單獨で、若しくは、他の援助の下に、國務を整理するの責任を引受ける用意を有するものである」

ヒットラーは、當時、他の政黨と妥協してども、局面打開の任に當らうとした決心のあつたことは、この談話の中にも見える。それほどに、時局は重大になつてゐた。政府は、シヤハリを初め、銀行界の巨頭を招集して、財界危機切抜策の大評定をやつたり、私債に對するモラトリアム案を審議したり、その焦慮の状況易ならざるものがあつた。

その焦慮も、苦心も、結局、危機切抜の妙案を生み出すこと能はず、終に、六月二十日、大統領ヒンデルブルグ元帥は、アメリカの大統領フーヴァに宛て、

『失望落膽の淵に沈んだドイツを救へ！』

とのSOSを發しなければならなかつた。その電報の要旨は左の如くであつた。

「ドイツが、今後とも、賠償の負擔を負ひつゞけなければならぬといふことは、到底考へ得られない程度に、ドイツの困難は甚だしい。われ々は貴下の最も、迅速なる援助を要望して止まぬものである。さもなければ、遲きに失して役立たなくなるおそれがある」

この救ひを求むる哀願の電報は、フーヴァを驚ろかした。彼は、直ちに、これが對策として、戦債及び賠償金支拂一ヶ年猶豫の提案をなした。この提案は、全ドイツを狂喜せしめた。世界は、所謂「フーヴァ景氣來」の掛け聲で迎へた。しかし、結局、不安險惡の根本に觸れざる、一時的應急策に過ぎなかつた。ドイツは一時は喜んだものゝ、次の瞬間には、また、苦惱が迫つて來るのであつた。

ヒットラー黨は、

『ワイマールの憲法はドイツを救はず』

として盛んに強力政治を主張した。

かゝる間に、フーヴァのモラトリウムの結果が、一時的にはよくても、ドイツは、また忽ちにして元の苦しみ、否、それ以上の苦悶に直面しなければならなくなつたのでは、安定への道

はいかにも遠いものであつた。ナチスは、躍起になつて、「強き政治」を高調した。

『國家非常の際には非常の手段も辭すべきでない』

といふナチス一黨の強き主張は、要するに、

「この機を逸するな」

といふヒットラーへの鞭撻でもあり、強要でもあつた。

大統領ヒンデンブルグ元帥は賢明であつた。

大統領は、ブリュニング内閣の弱さを知ると同時にナチスの強さを認めた。こゝに於てか、

ナチスの猪突的活動に先じて、國家緊急令を發布した。そして、獨裁政治の先手を打つてし

まつた。

ブリュニング内閣は改造された。そして、それが、獨裁政治の進出の先手となつてしまつ

た。

大統領は、ヒットラーを招いた。

ヒットラーは、群がる民衆の歡呼に送られて、大統領官邸に入つた。會見四十五分。その

内容は發表されてゐない。しかし、内容は事實として世に現はれた。ヒットラーは政權を奪ひ
もせず、また、他の内閣に入閣もしないといふことであつた。

『たゞ、合法的に——』

ヒットラーは、割込み運動もしなければ、クーデターもやらぬといふことが明らかにあつた。

そして、この時、ヒットラーの取つた態度によつて、他の政黨と協力するといふやうなことは

せず、彼はあくまでも、

『ナチスの單獨政府』

を眼ざしてゐるもので、彼自ら協力も辭せないといふやうなことを言つておるのは、一の外交
的辭令に過ぎないことが明瞭になつた。

七五、密使を列強に派遣す

一九三二年（昭和六年）の十一月頃から、一九三三年（昭和七年）の一月にかけて、ヒット

七五、密使を列強に派遣す

ラーは、二十数名の密使を、フランス、ベルギー、イギリス、イタリア、アメリカ、ヴァチカン等に派遣した。彼等は、何れも派遣地に滞在して、その國々の有力なる政治家、軍人、實業家等と交際せしめた。

その交際振りは、何れも、まことに鮮やかなもので、密使らしからず、外交家らしからず、スパイらしからず、平常一般の旅人の如くでもあり、商賣人の如くでもあり、新聞記者の如くでもあり、これと交際して氣持ちよく、ドイツの事情を知るに極めて豊富なる資料を持つてゐた。

これは、ヒットラーが、一九三二年三月を以て行はるべき大統領選挙に對する、一つの豫備行爲であつた。彼は、ナチス結成以來、その天下に宣明して來た政策の中に、強烈な排他思想を現はし、ヴェルサイユ條約破棄を強調し、ヤング案の粉碎を叫んでゐるので、そのことが、フランス、イギリス、アメリカ其他舊聯合諸國の反感を買ひ、大統領候補として立つ場合、外國の壓迫を受けはせぬかとの懸念と、今一つは、萬一にも大統領に當選した場合、これら諸國の強壓を蒙りはせぬかとの懸念から、豫め、各國有力者間に、その眞意についての諒解を求め

ると同時に、各國民衆の間に好調子の宣傳をなさしめんとの下心からやつたものであつた。

彼は、これらの密使を通じて、

「自分は、從來、政治運動をなすに方つて、常に、大衆の心を捕へることに苦心して來た。自分は、大衆の欲するところ、望むところ、云はんとするところ、爲さんとするところを、確實に看取して、彼等の心意そのまゝを政策政綱の上に表現して來た。ヴェルサイユ條約の破棄、ヤング案の粉碎の如き、正にその好例である。併し乍ら、自分の眞意はこゝにあるのではない。自分とても、國際情誼を解し、外交道徳を解し、世界の平和を尊重するものである。故に自分が政權を取つたからとて、從來のスローガンの政策を、文字通りに、滅茶苦茶に實行せんとするものではない。自分は、平素、極めて強力に、意志を表現するが、實行に方りては、十年一日、どこまでも「合法的に——」といふことを信條としてやつて來てゐる。この「合法的に——」といふことは、國際間に於ても必らず實行して行く所存である」といふ趣意を、色々な機會に、色々な形において徹底させることを努めた。

これが、ヒットラーの、大統領選挙に、自ら、候補者として出馬する手廻しの一つであつた。

七五、密使を列強に派遣す

彼には、今一つ準備が必要であつた。それは、彼がドイツの国籍を持つことであつた。そのためには、ブラウンシュワイヒが最も好都合であつた。こゝでは、ナチスが非常な勢力を張つておるばかりでなく、今地方ナチスの領袖フランツエンが、内務大臣となつてゐるからである。ヒットラーは、終に、ブラウンシュワイヒの市民となり、同洲政府の役人となり、参事官の肩書を得た。かくして、彼は、大統領選挙に打つて出る準備を整えた。

七六、大統領選挙に敗る

大統領選挙期日は、一九三二年三月十三日と定められた。候補者は、

- ヒンデンブルグ——社会黨、中央黨、國權黨、キーフホイザー同盟等の支持
- ヒットラー——ナチスの支持
- テールマン——共産黨の支持
- デユツセルベルヒ——鐵青團の支持
- ウインター——XXXXXの支持

の五名であつた。これらの候補者の中で、ヒンデンブルグ元帥が、最も人気のあることは、何人も認めるところであつた。殊に婦人の間に非常な人気があつて、同じく、婦人の間に人気ありとせられてゐるヒットラーでも、ヒンデンブルグの前には代なしの形であつた。殊に、家庭婦人の間には、人気といふよりも信奉されてゐたといつた方がよい位に絶對的支持を受けてゐた。

ヒンデンブルグも、ヒットラーも、その選挙スローガンの中には、婦人を狙つたものが多かつた四千三百萬の有権者中、その半數以上を占める婦人有権者は、選挙戦に際して最も重大なる役割の擔當者であることはいふまでもないヒットラー派が、

『家庭を救へ！ ヒットラーを選べ！』

『汝等の子女を思へ！ ヒットラーを選べ！』

など、婦人を目ざして、家庭や、子供をスローガンの中に折り込むと、ヒンデンブルグ派では端的に、

『婦人はヒンデンブルグを！』

七六、大統領選挙に敗る

と眞向から婦人に肉迫したスローガンを掲げたりした。

いよく選挙當日になると、婦人のヒンデンブルグに對する人氣が非常なものであることが解つた。未だ嘗つて、町に出たことがないといふ僧院の尼僧たちが飛び出して来て、ヒンデンブルグに投票した。病んで動くことも出来ない婦人が、擔架に乗つて投票場にやつて来た。『ヒットラーを當選させると大變です』

と、ヒンデンブルグに投票したのもあつた。

『ヒットラーが當選すれば、われ／＼は外國に逃げ出さなければならぬ』

など、金持の婦人たちは、ヒンデンブルグに投票した。かく、婦人の人氣は、ヒンデンブルグに集中したが、それでも若き婦人たちの多くはヒットラーに投票したといはれてゐる。學生の四分の三以上はヒットラーに投票したといはれてゐるのも注目し値する。

三月十四日の選挙の結果は左の如くであつた。

- ヒンデンブルグ 一八、六六一、七三六
- ヒットラー 一一、三三八、五七一
- テールマン 四、九八二、〇七九

デニツセルベルヒ
ウインタール

- 二、四九七、八六〇
- 一〇九、二九二

右の如き結果で、ヒンデンブルグ元帥が最高點となつたが、絶對多數たることが出来なかつたために、四月十日、第二回の選挙を行ふことになつた。第二回の選挙においては、共産黨がヒットラーに合流せざる限り、ヒットラーに絶對的に勝味なく、ヒンデンブルグ元帥の當選は確實といふことが明瞭であつた。それにも拘らず、ヒットラーは、全力を傾注して、この第二回戦に臨んだ。彼は全國のナチスに向つて、ナチスの主義制綱理想を徹底的に宣傳し、同志の結果を固め、且つ、同志の勧誘に努力すべきことを命じた。

第二回の決戦投票の結果は左の如くであつた。

- ヒンデンブルグ 一九、三五九、六四二
- ヒットラー 一三、四一七、四六〇
- テールマン 三、七〇六、三八八

かくして、ヒンデンブルグ元帥は、ヒットラーを一蹴して當選した。けれども、こゝに注目すべきことは、ヒンデンブルグ元帥の得票が、第一回に比して七十萬票の増加であるのに、ヒ

ツトラーは、二百十萬票の増加を示してゐることである。これは、デュツセルベルヒが立候補を断念したために、その投票の大部分がヒットラーに集まつたものである。なほ共産黨の投票百二十萬減中大部分がヒットラーに投じたことを注意せねばならぬ。

ヒットラーは、大統領になり損ねた。しかし「國民的信仰の偶像」だといはれてゐるヒンデンブルグ元帥を向ふに廻して、こゝまで漕ぎ付けた彼の奮闘は驚歎に値する。而して、彼はここに、完全に、彼の政治的全途についての自信を強めることが出来た。

『第三帝國は近づけり』

ナチスが聲を揃えて叫んだのも無理からぬことであつた。

『大統領選挙は終つた。これは前哨戦である。我等のベルリアンスは次の選挙にある』

とゲーベルス博士は黨員に警告した。次の選挙とは、四月二十四日に行はれた、プロシヤその他五洲の地方議會の選挙のことである。

七七、ナチスの奇蹟的勝利

三月十三日から、四月二十四日まで、四十二日間に、三回の選挙といふことは、一寸忙がしすぎることであつた。けれども、この三回の選挙は、何れも、ドイツ國民をして、終始一貫非常に緊張させた。第二回の大統領の決戦投票においては、勝敗の数が判明してゐたところに、多少興味は殺がれたが、それでも、嵐の分隊の活動その他一般の運動は人氣を盛んに煽り立てた。

四月二十四日の地方議會、即ち、

- プロシヤ
- バイエルン
- ウエルテンベルグ
- ハムブルグ
- アンハルト

七七、ナチスの奇蹟的勝利

の議會選舉である。この五は相合すると、全ドイツの四分の三を占むる重要選舉區域である。この選舉に勝利を得ることは、やがて、全ドイツの政權の上に勝利を保證することである。「地方議會に勝利を得るか否かは、ナチスの明日を決定する問題だ」とゲーベルスは書いた。

ヒットラーが、大統領に立候補したといふことは、此の地方議會の選舉に對して、非常に有利な結果を齎らした。また、見やうによつては、ヒットラーが、大統領選舉に馬力をかけたのは、この地方議會の勝利を決定的にするためであつたとも云ふことが出来る。ドイツに勢力を確保せんとするには、どうしても、この選舉に勝つておかなければならぬのだ。ヒットラーは、前年プロシヤ議會に、絶對多數を得んとして、自ら解散まで強要してかゝつたことが失敗した。その失敗を取り戻すためにも、今度は頑張らねばならぬ。

地方議會の選舉は、果して、激烈なる競争を演出した。どの政黨にとつても、これは大切な選舉である。頑張るのは當然のことであつた。今その選舉の中、政局に最も重大な因果關係を持つ、プロシヤ議會の開票の結果を見ると左の如くである。

プロシヤ議員當選議員數

(一九三二)

(一九二八)

黨名	新議員數	舊議員數
社會黨	九三	一三七
中央黨	六七	七一
民主黨	二	二二
ナチス黨	一六二	九
國權黨	三一	七一
人民黨	七	四〇
共產黨		

これによつて明らかなるが如く、從來、プロシヤ議會に於て第一黨の地位を占めて來た社會黨は、百三十七名から、九十三名に減じて第二黨となつたに反し、四年前、僅か、九名の代表者を出したに過ぎなかつたナチスが、一躍して、百六十二名を獲得して、第一黨となつた。他の四洲に於ても、ナチスが跳躍した。

プロシヤ
新議員數
一六二

舊議員數
九

七七、ナチスの奇蹟的勝利

二五九

バケエルン	四三	九
ウエルデンベルグ	二三	一
ハムブルグ	五一	四三
アンハルト	一五	一

ナチスの此の勝利は奇蹟的といつてもよい。嘗て、ヘッセン議會の選挙に方つて、共産黨が四名から十名に増加した時、ナチスは一名から二十七名へと躍進した。その時、ナチスの「宣傳喇叭」ゲルツエルは、

『マルクス主義の時代は去つた』

と斷じ、

『共産黨が一步進めば、ナチスは十步前進する』

と豪語した。その言葉は、此の五洲の選挙に對して、聲高く繰返すことが出来る。ゲルツエルの言葉を藉るまでもなく、ナチスのこの躍進は、一九一八年の革命において、マルクス主義者の手に奪はれたドイツを、右翼民族主義者、國民主義者の手に取り戻したことを物語るもので、マルクス主義の時代の終りを暗示するかにさへ見える。世界の國粹主義が、これを以て、ヒツ

トラーは、ドイツを共産革命の魔手から救ひ、世界をマルクス主義の手から奪ひ取つたとするの無理はない。ヒットラーは、此の選挙を通じて確實に、彼の歴史的地歩を定めたものといへる。

七八、逆立ちして判斷しろ

六人クラブに参加して以來、足かけ十三年目にして、明日を保證されるやうな地位にまで漕ぎ付けたヒットラーの努力は並大抵のことではなかつた。そして、その努力をして、努力の効果あらしめたものは、彼が一九二五年以來、嚴格に、公明正大に實行し來つた、「合法的」にのみ行動したことであつた。

彼は秘密に行動することを排斥した。

『われらの運動は、街頭の王者となることによつてのみ、將來の榮冠に達することを得るのだ』

七八、逆立ちして判斷しろ

二六一

63
10

これが彼の同志に戒められた語であつた。彼は、秘密な會合をなす代りに、刺戟的な、効果的な大つびらな示威運動によつて、活動戦線の擴大と、團結の強化とを計つた。

十數年來の、ヒットラーの活動を見る時、その言動には可成り矛盾がある。その矛盾も明けすけな、見えすいた矛盾が多いことに驚ろかされた。

『理論よりも實行』

を高調する彼として、理屈に合ふか合はぬかといふことよりも、「よりよきことは實行する方がよい」といふことを重んずるのは當然のことかも知れぬ。その矛盾不合理の一例を擧ぐれば、彼は、元來、政黨を排し、議會主義に反對してゐるに拘らず、ブリュニング内閣を扶けて見たり、ある場合には、入閣の要求までもして見たりした。ヤング案を粉碎すると豪語しながらヤング案破棄の内閣不信任案に反對したこともある。斯うした矛盾や、不合理を指摘すれば、數限りなくある。

けれども、これらの、不合理矛盾を重ねて行く間にも、ヒットラー主義はぐいぐと發展し、その組織は擴大して來た。彼の最後の目的であり、理想であるところの、「第三帝國の建設」の

前にはこれらの不合理、矛盾は極微小の問題であつて、これを不合理とし矛盾とすることは、或は、する方の視野が狭く、見解が小さいのかも知れぬ。彼は、その不合理、矛盾をぐいぐと飛び越えて、こゝまでやつて來た。

彼は、どこまでも、民族、言語、文化を同一にせるドイツ人を、一つの國民的統一に導くことを以て、政治的目的の第一とし、すべて、ドイツ的でないものを否認せんとしてゐる。彼は、國民主義、社會主義、反ユダヤ主義を標榜して、マルクス主義、自由主義、民主主義等に反對し、保守主義にも反對してゐる。彼は、すべてドイツ的でないものに反對するが、マルクス主義に反對するのも、自由主義に反對するのも、民主主義に反對するのも、要するに、マルクス主義は、ユダヤ人の所産だといふこと、自由主義はイギリス思想だといふこと、民主主義はフランスに發生したといふことに對して反對するのである。保守主義に反對するのは、古い形式を固守して、國民への生成を妨害するからといふ點にある。

ヒットラー運動には、理論闘争がない。ヒットラー運動は、ヒットラー一人の人間性が中心となつてゐる。彼の著、「我が闘争」は、ヒットラー主義の論述にあらずして、彼の感情と氣持

七八、逆立して判斷しろ

ちの叙述である。彼は、主義を組立て、主義を宣傳せんがために出現したのではなくて、「第三帝國」を建設せんがために活動し始めたのである。彼は、「第三帝國」といふ語を發見した時、そこに活動のすべての原動を見出したのである。彼は、たゞ、「第三帝國」を作り出せばよいのである。その行程における不合理や、矛盾や、理論の缺乏などは、彼にとりては問題でない。問題は、すべて「ドイツ的」であるか、ないかといふことにかゝつてゐるだけである。その「ドイツ的」であるか、否かといふことを決定するについても、一定の理論規準があるのではない。

けれども、彼が、言語、民族、文化を一にするドイツ人を、國民的統一にまで導かうとする目的は極めて眞摯である。しかも、それが、過去の國家形體によらず、新らしき國家の中に、新らしき國民を統一するといふ點に、彼の政治的プログラムが立てられてゐる。政治的プログラムが、既に、新らしき國家への、新らしきプログラムである以上、經濟的プログラムにおいても、矢張り新らしからざるを得ない。彼の經濟プログラムは、一面において社會主義的であり、一面において資本主義であるところに、矛盾と不合理が認められる。例へ

ば、彼は、金融資本、金貸資本を排斥してゐるかと思へば、一方には産業資本を認め、産業資本家を金融資本家から保護せんがための、トラスト經營の國有などを主張してゐる。要するに、ヒットラーの政治プログラム、經濟プログラムは、資本主義的でもあり、社會主義的でもあつて、その一つを以てしては律し難いものがある。嘗つて、「シムブリシチムス」誌は、「第三帝國を理解するには頭で立つことが必要である」と題する漫畫を掲げたことがあるが、「明日を保證された」ヒットラーにとつて、これは痛い皮肉であつた。

七九、ヒットラー内閣の出現

一九三二年(昭和七年)七月三十一日の總選舉は、ヒットラーをして英雄たらしめた。ナチスは、得票一千三百七十萬、議員數二百三十名といふ壓倒的勝利を獲得せしめた。ヒットラーは大統領ヒンデンブルグと會見した。彼は卒直に、首相の地位を要求し、

七九、ヒットラー内閣の出現

『予をしてムツソリーニたらしめよ』
と獨裁權を要求した。しかし、この交渉は不調に終つた。ヒットラーは宰相たることが出来なかつた。

同年十一月またく總選舉が行はれた。この總選舉の結果は、ナチスの投票の一部は國權黨に奪はれ、一部は共產黨に奪はれて、前回の如き成績を得ること能はず、百九十五名に減じた。この不成績は、早くもナチスの凋落を訴える聲を傳へた。この時、大統領は、ヒットラーを副總理とするバーベン内閣の出現を心に描いてゐた。ヒットラーも亦幾分妥協的となつてゐたが大統領の持ち出した條件に満足することが出来ず、依然として、

『全部か皆無！』

と叫んで入閣を拒絶した。そして、バーベンをも永くその位置に止まることを得させないで、シユライヘル内閣を出現せしめるに到つた。

シユライヘル内閣の成立には非常な難關があつた。それは、政黨に基礎をおくことが出来なかつたからである。實に三週餘日の陣痛の後で、シユライヘルは、非常な決心の下に政海乗り

切りの覺悟を以て組閣した。けれども、彼の手腕を以てしても、ナチスとの協調がうまく行かず、ヒットラーは斷乎として従來の主張を捨てることをしなかつた。

こゝに於て、レユライヘルは、苦肉の策を用ゐて、ナチス中、ヒットラーと多少意見を異にするゲオルグ・ストラツサーを操縦して、これと握手し、社會民主黨を抱擁して、議會を切り抜けやうとした。

ストラツサーは、ナチスの全國組織部長といふ要位にある重要幹部である。彼は、プロシヤ政府の首相候補とされてゐたが、突如議會議長ゲーリングが首相候補に推されたので業を煮やしたのである。こゝにナチス分裂の兆が現はれ、ナチスの危機が傳へられた。けれども、ヒットラーは驚ろかなかつた。去る者は去れ、とばかり、ストラツサーの辭職通告も平氣で受け付けてしまつた。

シユライヘルの苦肉策も、ストラツサーの動搖も、結局政局を左右する動因とはならなかつた。反つて、内閣の危機を早め、シユライヘルは、大統領に向つて、議會中心政治の不可能なるを訴え、議會解散を斷行して、新勢力を確立によつて、政局を打開せんとした。しかし、大

630
10

統領は婉曲に議會解散を拒否したため、シュライヘルは、議會開會の無意義なるを悟り、議會再開に先立つ二日、一九三三年（昭和八年）一月二十八日斷然總辭職を決定した。組閣後わづかに二ヶ月にして倒れたのである。

次に現はれたのが、ヒットラー内閣である。六人クラブ以來足かけ十三年間にして、彼は遂に宰相となつた。

八〇、ヒットラー内閣の顔觸

一月二十八日、シュライヘル内閣總辭職するや、大統領ヒンデンブルグ元帥は、ドイツ世界の現況に鑑み、第一黨たるナチスに旨を含めて、内閣を組織せしめることを妥當とし、ヒットラーを宰相たらしめると共に、パーベンを副總理とし、副總理の權限を擴張して、ヒットラーの專擅を緩和しやうとし、尙、ワイマー憲法の遵守を條件として、一月三十日、ヒットラーに組閣を命ずることとなつた。

ヒットラーは、先きに、パーベン内閣の下に副總理として入閣を慫慂されたが、これを拒絶した。而して、今、その地位を代へてパーベンを副總理として、自ら内閣の首班に立つことになつた。

二月一日、閣員の詮衡を終つた。その顔觸れは左の通りである。

首相	ヒットラー
副首相	パーベン
外相	フォン・ノイラート男(留任)
國防相	フォン・ブロンベルグ中將
遞國相	フォン・ルーベナツハ男
内相	フリツク博士
法相	ギユルトナー博士(留任)
工部相	ゲールテ(留任)
勞働相	ゼルテ
經濟農林相	フリーゲンベルグ
無任所相	ゲーリング
藏相	フォン・クロジツク伯

630
10

この顔觸れを見れば、ナチスと國權黨との聯立内閣であることは一見明瞭であるが、ナチスが、僅かに三人の閣僚を出したのみであることは注目せねばならぬ。また、前内閣からの要任者の多いこと、特に、外相、藏相の留任は、頗る味のあるところである。

『全部が皆無か』を強調して、頑張り抜いて来たヒットラーが、忽ちにして、妥協的となり、協調内閣の首班に立つたことは、何人も意外とし、世界も亦驚ろきの眼を睜つた。しかし、その態度についての世辭はとにかくとして、ヒットラーが大宰相の印綬を帯びた。その夜のベルリンは大變なものであつた。

狂喜したナチス黨員の興奮と感激の渦、褐色の制服にスワスチカ(卍)の肩章勇ましきナチス黨員數千名は、ウイルヘルム街(大統領官舎首相官邸その他官衙のあるところ)に雲集し、數時間にわたり『ドイツチユランド・ユーバー・アルス』を高唱し、これに、突撃隊や國權黨の鐵胃隊が参加して、松火行列を行ひ、夜を徹して景氣よくベルリン街上を練り歩いた。前皇太子アウグスト・ウイルヘルム殿下をはじめ、ナチスの領袖も、その行列に交つて氣勢を擧げたが、行列が、大統領官舎、首相官邸の前に来るや、ヒンデンブルグ元帥、ヒット

ラー首相は、それ／＼官邸のバルコニーに現はれ、これに挨拶した。

八一、重要閣僚の略歴

ヒットラー内閣の閣僚中、ナチス黨員としての、フリック博士、ゲーリングの二人は出色の人物である。内相ウキルヘルム・フリック博士は、一八七七年三月十二日、フアルツのアルゼンツに生れ、當年五十六歳である。カイゼルスラウテルンの高等學校に法律を學び、一九〇七年より一九一七年まで、ビルマゼンスの地方官をやつてゐた。後ミュンヘンに来て、警察などに奉職してゐるが、一九二三年、ヒットラーが、一揆に失敗した時、これに参加したため要塞禁錮に處せられた。一九二九年チューリングゲン州の選舉後、同州の内務大臣となつた。プロシヤ政府の内相ゼーヴエリング(社會黨)と激しく抗争したが、一九三一年四月一日、チューリングゲン議會の不信任投票に敗れ、その職を辭し、ミュンヘンに歸つた。ナチスの領袖としてヒットラーの信任最もあつた一人である。

630
10

無任所大臣ヘルマン・ウキルヘルム・ゲーリングは、一八九三年一月十二日、オバー・バイエルンのローゼンハイムに生れ、當年僅かに三十九歳である。カールスルーエ、及、グロースリヒターフェルデの中學校及び幼年學校を卒業後、一九一二年少尉に任ぜられ、大戰當初は大隊副官として、西部戦線に活躍した。後飛行隊に入り、偵察及び操縦勤務に従事し、一九一七年以後、驅逐飛行中隊長となり、大戰末期には、フォン・リヒトホーヘン驅逐飛行隊の司令官であつた。

その功績によつて、プール・レ・メリツト勳章、ホーヘンツォルレルン勳章のリツタークロイツ劍附勳章一等及二等鐵十字勳章を授られた。

大尉で現役を退き、デンマルク、スウェーデンに趣き、航空顧問として、兩國の航空事業を建設した後、ミュンヘン及びローマに於て政治經濟を學び、一九三〇年以後ヒツトラーの、ベルリンに於ける政治的代表者となつてゐる。一九二八年以來、代議士となり、最近二回の議會に於て議長となつてゐる。

經濟農林相アルフレツト・フリーゲンベルグ博士は、一八六五年六月十九日、ハンノフアに生

れ、法律を學び、一八九四年から一八九九年まで、ボーゼンに於ける移民局に官吏をしてゐた後カツセン縣廳に奉職したが、一九〇〇年製氷會社長及び新設地方銀行社長となつた。一九〇三年再び官界に入り大藏省などに働らいた。一九〇七年また官界を去つて、フランクフルト礦山銀行重役となり、一九〇九年十二月、フリードリツヒ・クルツプ會社の主席重役に招聘せられ、一九一八年十二月三十一日まで同所に服務してゐた。一九一九年國民集會に於けるボーゼン州の代表者に出せられた。此時ドイツ國粹黨を組織し、爾來今日まで終始代議士となつてゐる。一九二八年五月事件後、ドイツ國粹黨總裁ウエスタープ伯が總裁の地位を去つてより、同黨總裁となつた。特に、鐵胃團を率ゐてヤング案に抵抗したことは有名なことである。

勞働相フランツ・ゼルテは鐵胃團の創立者であつて、同團最初の團長である。當年五十歳。アルリマルクの古き商家出であつて、マグデブルグで生れた。同地の高等學校に學び、三ヶ年間の商業研究後、化學の研究をなし、次で、父の營んでゐる工場で働らいた。大戰中は機關銃隊として従軍し、ソナムにて左腕を失つた。その結果、外務省の軍事班に轉任したが、此時以後、スミス、オランダ、及、北方諸國に於て重要な任務に服した。一九一九年十二月十六日

639
10

マクデブルグに鐵青團、戰線軍人同盟を創設し、自ら、その第一回團長となつた。第二回團長デュスターベルグ中佐と共に、鐵青團の發達擴大につとめ、遂に大なる全ドイツ戰線軍人團の組織に成功した。

國防相フオン・ブロンベルグ中將は、國防大臣就任までは、第一師團長にして、第一軍管區司令官(ケーニツヒスベルグ)を兼ねてゐた。將軍の名は、嘗て、米國の軍事研究のため、米國から公式の招待を受けて、大いに手腕を發揮したこと、ジュネーヴの軍縮會議に、ドイツ代表であつたことなどでよく知られてゐる。一八七八年十二月二日、ボンメルンのスタルガルドに生れ、當年五十四歳、軍隊指揮官として、又、參謀將校としての過去の功績は顯著なるものがある。彼の偉大なる體軀と、その明晰なる頭腦とは卓越せる軍人としての資質を附與してゐる。革命後、國防相は、文官又は退役將官より任命せられてゐたが、シユライヘル内閣以來、現役軍人より之を任命することになつたことは注目しなければならぬ。

八二、再建四ヶ年計劃

ヒットラーは、新内閣成立のその夜、内相フリツクをして、聲明を發表せしめて曰く、

- 一、新内閣は、全世界の友好平和裡に共存せんとする。
- 一、新内閣はワイマー憲法を嚴重に遵守し、出来る限り憲法第四十八條の獨裁許容條項の適用を避ける。

一、共産黨を彈壓する意思なし。

此の聲明は、黨人をして、全く意外の感あらしめた。「ヒットラーは、猫の如く軟化した」と云はれたのも無理はない。

多年強力政治を絶叫し、「全部か皆無か！」を高調して、獨裁政治の旗印を眞向から振翳して來たヒットラーが、一朝にして妥協し、協調内閣を組織し、しかも、軟化政策とも見るべき聲明を發表するに到つたといふことは、ヒットラーに大なる希望をかけて來たものにとつて、

大なる失望であらねばならなかつた。彼の軟化に對して激しい非難を加へる者が、内からも外からも出て來たことは云ふまでもない。しかし、彼は平然として云つた。

『我々に籍すに四ヶ年の歳月を以てせよ！ 然る後に我々を批判し判断せよ！』
と。彼は自信あるものゝ如く冷然としてゐた。

二月一日、彼は、新内閣の信認を國民の總意に問ふべく、議會の解散を斷行した。その夜、彼は、ドイツに全土に對して、放送演説を試み、ドイツ再建四ヶ年計畫を發表し、その意の存するところを國民に懇えた。その要旨は左の如くである。

『ドイツを渾沌より救はんがため、本四ヶ年計畫は、我が内閣が遂行せんとする政綱の最大眼目である。予は、來るべき四ヶ年に於て、ドイツ農民をその窮狀より救ひ、且つ、失業を決定的に克服しなければならぬ。共和國建設以來、茲に十四年、ドイツに横行せるマルキシズムは、遂にドイツを荒廢に歸せしめた。ボルシェヴィズムが、今後、更に、ドイツに入り來らんか、一年にしてドイツは壞滅に歸するであらう。然し、ドイツは、斷じて、かゝる無政府主義的共產主義に陥つてはならぬ。』

ヒンデブルグ大統領は、吾人に對し、國民にドイツ復興の可能性を與ふべきことを命じた。故に吾人は、全ドイツ國民に對し、此の和衷協同の文書に署名せんことを要望するものである。ドイツの復活を目的とする我が政府は、實に過去十四年間にわたる過誤を四年以内に矯正せんと決意した。吾人に籍すに四年の歳月を以てし、然る後、吾人に對する判決を下せ。國內經濟に關する政府四ヶ年計畫の根幹の一は、強制労働勤務と地方人口増加政策である。對外政策に關する政府の使命は、ドイツ國民の絶對的權利を擁護し、その自由を回復するにある。若し、世界が軍備縮小に依つて、ドイツの軍備擴張を永久に不必要ならしめるならば、ドイツの最も多とするところである。然し、當面の最大急務は、ドイツの共產主義的崩壞阻止にある』

八三、共產黨の彈壓始まる

ヒットラーは、軟化したと云はれた。フリックの聲明は、いかにも生澁るいものに響いた。

639
10

しかし、ヒットラーの實際に爲すところは、決して生温いものではなかつた。共産黨は彈壓せずとの聲明の直ぐ後から、共産黨の壓迫は直ぐ開始された。

ヒットラーは、議會解散を敢行するや、直ちに選舉對策に全力を傾注し、先づ、二月七日、大統領緊急令を發布して、總罷業に對する煽動記事、國家の利益を障害する虚偽の記載、軍事上の秘密洩洩等の諸項に駭當する新聞紙を嚴重處断し、且つ、その發行停止期間は、之を延長することを規定し、爾來、共産黨は勿論、社會民主黨有力紙、並に、中央黨機關紙の一部に至るまで、その發行を停止し、反對黨の言論を封ずるの外、プロシヤ政府に於ては、内相、警視總監の地位を、ナチス黨員が占めてゐるのを利用し、與黨の突撃隊、鐵胃團等に保護を加へる一方、共産黨に對しては、容赦なく實力的彈壓を加へはじめた。

折も折、二月二十七日、夜、十時、國會議事堂の四ヶ所より出火、ベルリンの全消防隊員が必死となつて防火に努めたが、火勢猛烈、消火意の如くならず、遂に議事堂を全焼した。

原因は放火で、オランダ生れのヴァンデルルーベと稱する二十五歳の青年で、二十五日舊王宮に放火して小火を起したのも彼であつたことが自白によつて明らかになつた。

プロシヤの内相ゲーリングは、之を以て、共産黨の全般的革命を企てんとする烽火なりとし、その責任を問ふため、共産黨の代議士を逮捕することとし、共産黨領袖の大檢舉、同黨本部リーブクネヒト館の占領、共産黨及社會民主黨各機關紙の發行を停止し、尙、共産黨の危険に對し、ドイツ人民を保護する大統領令^{（一）}を發布し、共産黨に對し完膚なき彈壓を加ふる事になつた。その大統領令の要旨は左の通りである。

一、ワイマー憲法第二篇「ドイツ人民の基本權及基本義務中の重要條項を廢棄し、左の自由權を停止す。

- (イ)人身の自由(憲法第十四條)
 - (ロ)信書の秘密並郵便電信及電話の秘密(憲法第十七條)
 - (ハ)言論、文書出版圖書其值の方法により自由に意見を發表する權利(憲法第十八條)
 - (ニ)集會結社の自由(憲法第二十三條)
 - (ホ)組合又は法人を組織する權利(憲法第二十四條)
 - (ヘ)住所の不可侵(憲法第十五條)
 - (ト)所有權の保障(憲法第五十三條)
- 二、各州政府は聯邦政府の命令に服従し、其命令を實行する義務を有し、各州政府が秩序回復の爲め必要手段を懈怠する場合聯邦政府は當該州の政權を接收す。

八三、共産黨の彈壓始る

639
10

三、大統領、政府の閣員の生命に危害を加へ、又は加へんとしたるもの、治安を紊し又は國事犯放火、鐵道破壊等の犯罪にして罪重きものは死刑に處す。

四、公の秩序乃至國家に對する犯罪にして罪輕きものに對しては長期の禁錮若くは徵役に處す。

右に次いで、三月一日には、間諜防止に關する緊急大統領令が發布せられ、

一、軍機を漏洩し若しくは外國政府の爲間諜行爲を犯したるものは死刑に處す。

一、外國政府に對し情報を供與するものは十ヶ年以下の徵役に處す。

ことゝなつた。なほ、プロシヤ内相ゲーリングは、プロシヤ全州に亘り、總數六萬に上る國粹社會黨の突撃隊、及び、國權黨の鐵青團員を補助警察官に任命し、之等に公然武装せしめ、かくて、政府反對黨は完全に言論を封ぜらるゝと共に、ワイマー憲法の權利は停止せられ、全ドイツは恰も準戒嚴の狀態となつた。

これが、軟化したと云はるゝヒツトラーの政治行動の第一歩であつた。

八四、地方政權の奪取

かゝる緊張した狀態の下に總選舉が行はれた。度を越したる共產黨彈壓は、反つてヒツトラーにとつて不利なる結果を誘致するであらうなどいふ豫想が行はれたが、開票の結果は、ナチスの壓倒的勝利を示し、世人は再び驚ろきを繰返した。その選舉の結果は左の通りである。

黨名	新	舊
ナチス	二八八	一九五
社會民主黨	一一〇	一一一
共產黨	八一	一〇〇
中央黨	七三	七〇
國權黨	五二	五一
巴威人民黨	一九	一八
人民黨	七	一一
國家黨	五	二
其他	二	一四
合計	六四七	五八二
これを政府黨と反對黨とに分けて見れば、		
政府黨		三四七名
反對黨		三〇〇名

八四、地方政權の奪取

639
101

であつて、ヒットラーが、最初に期待した如く、與黨をして、三分の二の絶對多數たらしめることは出来なかつたけれど、四十七名の多數を以て、決定的に議會に於ける地歩を固くすることに成功した。

また、同時に行はれた、プロシヤ州議會の選舉の結果も、

ナチス	二一〇
社會民主黨	七三
共産黨	六三
中央黨	六八
國權黨	四二
人民黨	五
新教黨	三
立憲黨	三
ハノファ黨	一

であつて、

政府黨
反對黨

二五七名
二一名

といふ結果になり、ナチスの勝利となつた。かく政府黨が強くなつては、組閣當時の誓約などに拘束されず、處信に向つて邁進するであらうといふことは、何人も想像に難くないことであつた。

果して、ヒットラーは、共産黨に向つて大彈壓を加うると共に、急速に地方政權の奪取を企てるに至つた。先づ、總選舉當日に於て、ハムブルグ市役所を占據し、市長並に市參事會長を辭職せしめ、ナチスがそれに代り、ブレーメンに於ても、突撃隊は市役所を奪取して、市參事會員の辭職と新選舉の執行を強要し、リュベツクにても市役所の占據と市參事會員の總辭職を行つた。かくの如き事實上のクーデターは到るところに行はれ、國內到るところで、突撃隊は何等の抵抗を受けずして、地方政權の奪取に成功し、なほ未だナチスの勢力の及んでゐないのは、バイエルンの西南部と、ザクセン、バーデン等の諸州に過ぎないといふ有様である。更に進んで、突撃隊は、非武装地帯ライン左岸に侵入し、ケルンの市會を占據して、市長を辭職せしめ、ナチス黨員をして之に代らしめた。

ザクセン、バーデンの二州に、ナチスの勢力が及んでゐないといつても、三月十日には此の

639
101

兩州政府も亦大勢を觀取して總辭職を執行し、ナチスがこれに取つて代ることになつたのである。

總選舉の終了と共に、ナチスは急に強くなつた。こゝに、「十一月犯人」の所産であるワイマ一憲法に對しても、何等か強き態度に出て來るであらうとは豫想されるに到つた。共產黨に對する態度は、初めから解つてゐることであり、ユダヤ人に對する迫害も露骨になつて來た。ゲ一リングは、ユダヤ人につきて、

「彼等は商業に精勵することに對しては、何等異狀なし」

といつて居るに拘らず、三月八日には、ウインランド各地のユダヤ系の百貨店均一店等が、突撃隊のために襲撃されたのを導火線として、九日には、ベルリン取引所に五十餘名の突撃隊が殺倒し、右取引所の全理事に辭職を迫り、更に、

「ドイツ人は、ユダヤ人のがらくた店で買うべからず、破産に瀕したドイツの店で買へ」

と高唱しつゝ、大百貨店を襲ひ、これを占領し、顧客も店員も色を失つて逃げ惑ひ、店舗も一時閉鎖しなければならぬといふ有様であつた。

街頭では、突撃隊員の

「ユダヤ人をパレスチナへ追拂へ」

といふ叫びに、ユダヤ人は怯え切つた。

八五、ユダヤ人排斥運動

ドイツ人のユダヤ人排斥は、別にナチスの發明ではない。既に帝政時代に於て、今の國權黨の前身たる保守派の分派に、アンチセミチステンと稱する一派があつて、ユダヤ人排斥をやつたものである。このアンチセミチステンの存在は、ユダヤ人にとりて大なる障礙であり、これがために、ユダヤ人は、陸海軍士官にも裁判官には採用されず、又、國家の高級官吏たることも困難であつた。

ユダヤ人を嫌ふことは、寧ろドイツ人の傳統的の感情で、ナチスは、その綱領の中に特にこれを強調したといふに過ぎない。而して、その綱領を、ナチスの勝利と共に徹底的に實行せん

639

101

としつゝあるのである。ナチスが、ユダヤ人排斥の理由とするところは、

一、ドイツの獨立と自由を奪つた國際投資團の資本家に對する宣戰は、それらの資本家がユダヤ系であるところから、當然ユダヤ人排斥となる。

二、ヒットラーの叫ぶドイツ國民革命運動は、マルクス主義の排撃に終始する。マルクス主義はユダヤ文化の一である。即ちマルクス主義排撃は、當然ユダヤ人排斥を伴ふことになる。

といふ二つの點が最も根本となり、それにナチスの憎惡の焦點たるヴェルサイユ條約は、ユダヤ人の手で締結されたもので、それは、取りも直さずドイツ國民を塗炭の苦しみに突き落したのだといふ觀念が作用し、また、タイマーの共和憲法を起草したフーゴー・プロイス教授も純粹なユダヤ人であり、革命以後ドイツ國政の衝に當つた社會民主黨幹部のユダヤ人は、ドイツ國民を賣つたのだといふやうなことが、反感の種子となつてゐる。ヒットラーは、あからさまに、

『ドイツ文化は、今や、ドイツ人ならざる低級な異邦人の手によつて、物質的にも精神的にも

廢墟となつた』

と云ひ、ユダヤ人排斥を以て、

『予は神の天意を行ふものである』
といつてゐる。

之を要するに、ナチスのユダヤ人排斥には、可成り感情的分子が多く、ユダヤ系ドイツ人の優越性に對する純ドイツ人の反感が大いに手傳つてゐる。今や、ドイツの金融界、經濟界その他専門藝術方面におけるユダヤ人の勢力はすばらしいものがある。従つて、ユダヤ人ならざる實業家は、かれらを競争相手として敵視し、知識階級はかれらの優れたる智力を嫉視する。あらゆる高級な職業を獨占し、藝術方面にも有力な地歩を占めてゐることが、ドイツ人の癩にさはるのである。

かうしたことが、ユダヤ人排斥の實際運動の火の手を揚げ、最初の火の手は、ユダヤ人商店の襲撃から始まつて、不買運動となり、一方には、卓越したユダヤ系ドイツ人の排斥令となつた。

639
101

排斥令が出てから、一ヶ月とたぬうちに、国立オペラや、劇場から、百人に餘る優秀な藝術家が辭職を餘儀なくされた。世界的に有名な人々を數へるだけでも、ブルノー・ウォルター氏の如き、マックス・ラインハルト、ハンス・ハルトマン、ロイケル・エスメー、カール・ウォルフ、エーリツヒ・エンゲル等の如き人々がある。

獨り劇の方面ばかりではない。ノーベル賞の藝術賞を受けたトーマス・マンや、その兄のハインリツヒ・マン、ケーテ・コルヴィツ等はプロシヤの文藝院から追はれ、ワグナーや、エンケの如き近代建築界の巨匠も公職を退かされた。文壇の人々でも、ルードウィツ・レン、カール・フォン・オゴエツキー、ホーダン等がナチスの手で捕縛されるや、エルンスト・トラー、リオン・フォイヒトワグナー、アルツール・ホリツチャー、エミール・ルードウィツヒ、テオドル・ウォルフ等の知名の文壇人は相次いで難を國外に避けるに至つた。

プロシヤの文部大臣が、ベルリン大學のユダヤ人教授二十二名、ケルン大學教授九名を誡首すると、それに次いでミュンスター、グライスワルド諸大學のユダヤ人教授十七名が同じく人種的理由で誡首された。

一方ナチスの非文明的人種差別政策に憤激したユダヤ人は、相次いで學界並びに文壇より引退を執行し、ドイツ文藝界は今や寂寞たる情景を呈するに到つた。

一九一八年度ノーベル科學賞の受賞者で、一九二四年日本を訪問したことのある、クリツツ・ハーバー博士は、カイゼル・ウイールヘルム研究所物理電氣科學長の職を辭してしまつた。これもユダヤ人排斥運動の犠牲の大きなものゝ一つである。

八六、ユダヤ人ボイコツト

ナチスのユダヤ人排斥は、いよく激化して、ユダヤ商店、醫師、辯護士等に對するボイコツト運動となり、政府支持の下に三月三十一日の夜「ユダヤ人出ろ」と叫びつゝ、全國に示威運動を行つて氣勢を擧げ、四月一日午前十時から、ボイコツトを實行することゝなつた。

ユダヤ商店、事務所等には出入を禁ずといふ赤札を貼り、突撃隊員が物々しく見張りに立ち、一方寫眞隊、活動寫眞隊は、市中を巡回して、ユダヤ人の商店その他に出入するものをフイ

ルムに収めた。これは、やがて右のフィルムを公開して、公衆の前にその面皮を剥がんとする趣向であつた。右の運動に關するナチスの指令は、ユダヤ商店の強制的閉鎖、器物の破壊を戒しめてはるたが、問題の商店事務所は、皆自發的に休業した。一般民衆は、もつとも有能な醫師、辯護士、もつとも廉價な店を奪はれる不便を感ずるので、公然とこれに反對する向はないが、竊かに不平を漏らすものが多く、三十一日は、朝からユダヤ人商店は満員といふ皮肉な現象を呈した。

ユダヤ人に對するボイコットは、最初無期限に行ふつもりであつたが、かゝる民衆の隠然たる反對の氣運に動かされ、一日午前十時からのボイコットは一時中止することになつた。これは、一面に民衆の反對氣運があると共に、一面に、ドイツ財界を縦斷するユダヤ人資本團の鬱然たる實勢力を示したものであるとして識者の注意を買つた。

四月一日から、ドイツ全土にわたるユダヤ人ボイコットを聲明したナチスの突撃隊は、三月三十一日正午ベルリン全市の裁判所から、ユダヤ人の判檢事を全部強制的に放逐した。その中には、高等法院長クルト、ゼリング氏も含まれて居り、非常なセンセーションを捲き起した。

ユダヤ人排斥運動の犠牲となつて倒れたものに、社會民主黨所屬のユダヤ人辯護士ヨアヒム氏がある。氏は、突撃隊員に襲はれ、毆打されたのが因で三月三十一日病院で死去した。氏は社會民主黨並びに共和派のライヒスバンナーのため、しばしば辯護の衝に當つた人である。

地方政權を奪取し、共産黨を彈壓し、ユダヤ人排斥を決定したるナチスは、更に、共産黨彈壓の鋭鋒を共和派に向くるに到り、バイエルンにある聯邦政府當局は、所謂「鐵戰線」を含む同州内に於ける共和派のライヒスバンナー團體全部を禁止、解散を命じた。

斯の如く、ナチスのやり方は、高壓的であり、疾風迅雷的であつて、その爲すところ矯激に失するものがあるので、とかくの非難が併發して來るのは止むを得ないところであつた。

八七、ポツツダムの開院式

ヒットラーは勝つた。三月五日の總選舉は、彼をして完全に政權をふんまへさせた。こゝに於てか、ヒットラー政府の施設は、愈々強硬を加へるばかりであつた。共産黨の彈壓、ユダヤ

人の排斥、共和黨の彈壓、等々、力の政策が露骨に提示された。

三月十二日、彼は、大統領令を發して、「黒赤金」の共和國々旗を廢して、帝政時代の國旗、「黒白赤」の三色旗を復活採用することとした。十二日に發令して、十三日を期し、國內官公署にこれを掲揚すると共に、海外公館に於ても、之を掲揚することとした。彼は、あからさまに、ワーマー共和國に楯つく態度を示した。

地方政權の奪取も、着々として成功した。最も困難とせられたバイエルンを初めとして、ザクセン、バーデン、ウウルテンベルグ諸邦の政權もその手に歸した。彼は、かくして、ドイツの大政治家が、嘗て企圖して、未だ爲し遂げ得ざりし統一國家の權力を握つた。

彼は、かくて、總選舉後、最初の議會に臨むことになつた。三月二十一日である。議事堂が焼けたために、開院式を、ベルリン郊外、ポツツダムに在る、由緒深きフリードリツヒ大王の墓所、兵營教會内に於て擧げることになつた。彼が、開院式場を特に、こゝに選んだといふことは意味深いことであつた。

その日、ポツツダムは、人を以て埋められた。交通整理も不可能に陥るまでに混雜した。ポツツダムはプロシヤ發祥の地とも云ふべきところ、ドイツの「國粹」の淵源地である。そこには、フリードリツヒ大王が永眠してゐる。そこには、ドイツ陸軍の精靈が留まつてゐる。ドイツ主義、ドイツ民族主義、ドイツ國粹主義、それらのすべての核心がこゝに存在する。ドイツ主義の核心はこゝに存してゐる。そこで、ヒットラー最初の開院式が擧げられたのだ。

開院式の後で、精兵三ヶ大隊の分列式が行はれた。そこには大統領ヒンデンブルグ元帥、宰相ヒットラーが臨んでゐる。この分列式は、列國陪觀武官の最も注目したところであつた。彼等陪觀武官は、そこに何を見たか。ドイツ人の驚ろくべき眞面目さを見た。「軍國ドイツ未だ亡びず」といふことを見た。ポツツダム全部を埋めた人波のすべてが、國粹主義の權化であることを見た。分列式を閲するヒンデルブルグ元帥の偉大なる統帥力を見た。ヒットラーの胸に描く、大ドイツの相が眼前に躍るのを感じた。

開院式はポツツダム兵營教會で行はれたが、議事は翌二十三日より、ベルリン、國立歌劇場に於て開かれた。ヒットラーは、劈頭、一時間にわたつて、施政方針を述べた。その演説の要旨は左の通りである。

639
101

「政府は、世界大戦の責任が、ドイツに存すとの見解を絶対に否認する。政府は國會議事堂に對する放火犯人、並に、其共犯者を、爲し得る限り速に處刑すると共に、ドイツに於ける共産主義勢力を完全に根絶することを任務とし、此の任務の遂行に方りては、斷じて外部よりの干渉を許容せざる決心である。

帝政復活問題は、現在審議の主題となり居らず、個々の邦が自らの發意により、此問題を解決せんとする場合は、之を聯邦統一に對する攻撃として取扱ふであらう。

ドイツ國內に於ける一切の宗教は、何れも公正に遇せらるべく、叛逆罪は將來些かも苛責する所なく、之を根絶する。

政府は、通貨に關しては、一切の實驗的政策を避けんとするのである。

ドイツは、ヴェルサイユ條約所定の義務を忠實に實行し、その軍備は、幾多の制限を受けて、軍艦代換建造すら、僅に小範圍に於て實行せられたばかりである。

ドイツ國防軍の武裝に到つては、實に不十分なるも、ドイツは、他の各國が、徹底的軍備縮小を實行せんとする意圖を有する限り、軍の増加を避くべきことを誠實に希望した。

ドイツは、單に、均等の權利と自由とを望んだばかりで、全世界との平和を望むものであることに疑の餘地はない。従て、各國を範疇別に、夫れ／＼差別的待遇をなすが如きは、全力を盡し中止せんとするものであつて、悲しむべき過去を清算せんとする國に對しては、欣然手を差し延ぶる用意を有するものである。予は、特に、ドイツ國民が常を失はず、整然たる組織と、先見ある指導の下に、通商貿易の發展を期し、更に賠償金の重荷より全般的に解散せられざるべからざるものなることを力説

する。

ムツソリーニ首相は、全ヨーロッパの平靜發展を圖る政策を確保せんとして居るが、此の達見に服せざるを得ぬ。吾人は四國協定案に至大の重要性を付するものであつて、本案を基礎として、誠實に協力し、英、佛、伊、獨四大國の平和的協力を實現せんとする用意を有するものである。四大國は、宜しく、此の事業の達成に努力すべく、ドイツの運命は、一にかゝつて、その解決にある。

若し、獨佛兩國政府にして、問題を徹底的に解決せんとすれば、フランスとの間に、協定に達し得べきを確信するものである。

ドイツは、今後もロシアとの間に、友好的にして有益なる關係を維持するものである。

八八、ナチス獨裁の覇業成る

ヒットラーの施政方針演説後、三時間休憩したるドイツ議會は、午後六時十五分再開された。

ヒットラーは、劈頭憲法の變更を目的とする、全權委員法案を提出したが、その可決には、憲法の規定により、議員三分の二以上の出席、並に、その出席議員三分の二以上の賛成を必要とするものであつた。故に、與黨たるナチス、國權黨及び人民黨だけでは、所要數が不足な

八八、ナチス獨裁の覇業成る

639
101

で、中央黨その他の中間諸黨の向背が注目せられたが、中央黨は、既に大勢を洞察して、今後の國政の運用を誠意を以てすべきことを條件として、これに賛意を表明したので、社會民主黨の九十四票の反對投票に對し、ナチス、國權黨、中央黨、バイエルン人民黨、國家黨などを合せて、賛成は四百四十一票に上り、壓倒的多數を以て可決された。

全權委任法は、憲法に規定された、國會、大統領、參議院などの權限の重要部分を、政府そのものに譲渡するもので、國政の基準たる憲法は、その髓を抜き取られ、政府は名實共に完全なる獨裁權を握るに至つた。その法案の要旨は左の如くである。

- 一、現ヒットラー、バーベン内閣の在任期中、又は、來る一九三七年三月三十一日に到るまで、政府に獨裁的權限を賦與す。
- 二、假令憲法に抵觸するとも、凡ゆる法律を分布する權限を政府に賦與す。
- 三、右の如き法律の制定及び各國との條約締結に關し、國會並に聯邦參議院の有する權限を解除す。

こゝに、ヒットラーは、完全に多年の宿望を遂げることが出來た。ヒットラー、バーベン内

閣成立の初め、

『ヒットラーは軟化した』

『ヒットラーは焦慮つてゐる』

『ナチスの墮落』

などと非難されたものが、その惡罵非難の舌の根の乾かぬ間に、ヒットラー獨裁の實現を見て驚異の目を睜つた。

獨裁法案通過するや、忽ちにして、ナチスの黨歌の合唱滿堂を壓し、ハイル・ヒットラーの聲は耳を聳するばかり、その興奮の交響樂の中に、議會は無期休會を決議した。かくして、ドイツ共和制は、成立後十四年にして、實質的に壓殺されてしまつた。

八九、統一國家の實を擧ぐ

ドイツ各聯邦の實權は、ヒットラー政府の掌中に歸したが、その議會の黨勢配置は、依然と

639
101

して舊態を存し、國議會のそれと一致せざるものがあつた。ヒットラーは、政府信認法に基き、この關係の改革を行ふこととした。但し、プロシヤ州議會は、議會總選舉に方り、同時に改選したので、この必要なきものとした。

こゝに於て、政府は先づ三月三十一日附法律を以て、プロシヤを除く各州議會を解散し、選舉を行はず、三月五日國議會總選舉の結果により、新議會を構成せしめ、今後、國議會解散の場合、州議會も亦當然に解散し、同一選舉に於て、兩者の議員を決定する事として、立法機關の統一を行つた。

更に、四月七日、閣議に於て、行政機關の統一に關する法律決定せられ、各州に總督を任命し、プロシヤに於ては、宰相職權上當然その任に當り、更に、代表者を置くこととした。

これに、

- (一) 州政府の任命 (州議會の不信任決議を認めざることにした)
- (二) 州議會の解散
- (三) 法令の公布

(四) 高級行政官吏及司法官の任命

等行政上廣汎なる權限を附與することとした。

この改革は、ビスマルクも、ワイマー憲法も、共に、これを欲して、しかも、これを敢行し得なかつたところのものである。ドイツは、これによつて、初めて、統一國家の實を具備するに至つたもので、國民革命の一大功績であると自負してゐる。

九〇、獨逸同盟へ

ヒットラーは、ドイツ全國に亘つて、一黨專制を確立したが、ナチス本來の主義精神を徹底し、政策の實現を期するためには、言論機關を統一する必要あるを認め、聯邦啓蒙宣傳省なるものを設置し、ナチスの智囊であり竦腕家であるゲーベルスを主管大臣とした。

ヒットラーは、これによりて、全國的に宣傳政策を統一し、新聞、雑誌、ラヂオ、映畫等、一切の言論及び娛樂機關を、ナチス色に統制せんとしてゐるものである。ゲーベルスは、ナチ

639
101

スの宣傳部長として、既にその竦腕を認められてゐる怪物である。彼の竦腕ぶりは、北ドイツをナチス化した腕前でよく解る。

一 黨專制の確立に成功し、宣傳機關の統一を實現したヒットラーは、更に進んでオーストリアの政權を把握し、ナチス年來の主張たる汎ゲルマン主義政策を實現せんとし、盛んにオーストリアに黨務を擴張せんと努力しはじめた。

宣傳相以下ナチスの領袖八名は、一九三三年（昭和八年）五月十三日、堂々オーストリアの首都ウインに乗り込み、街路に溢れる大群衆の熱狂的歡迎を受けつゝ、黨大會に臨んだ。

オーストリアの内勢力を代表するドルフス政府は、オーストリアに於けるナチス運動の勃興に狼狽し、ナチス彈壓に躍起となり、五月五日、一切の政治團體の制服着用を禁止したが、更に、十三日に至つて、左の如き彈壓令を公布した。

一、ナチスに入黨する官公吏は免職する。

一、官公吏は、オーストリアの合法的權力、並に獨立に對し、新に忠誠を誓ふこと。

獨逸同盟は、ヒットラーの念願であるばかりでなく、ドイツ國民多年の切願である。ヴェル

サイユ條約によつて去勢されたドイツは、大戰直後より國威回復の唯一の手段として、獨逸同盟の實現を期してゐた。これは、實にドイツの國民的希望であるといつてよい。

先きに、時の外相であつたクルチウスは、一九三一年三月の獨逸議定書により、同盟への第一歩として關稅合同を策したが、これは、一九二二年十月のジュネーヴ第一議定書、並に、サン・ジェルマン條約第八十八條に違反するものであるとして流産に終つてしまつた。

ナチスは、右の如き歴史的事實に鑑み、巧みなる脱法行爲により、獨逸同盟の實現を期せんとしてゐるが、この間に活躍するゲーベルスの行動が、最も注目されてゐる。このナチスの進出に不安を感じたオーストリアの首相ドルフス博士は、イタリアに趣ぎ、ムツソリーニ首相と會見、ナチス彈壓、獨逸同盟阻止につきイタリアの支援を求めたと傳へられた。それほどに、ナチスのオーストリア進出は目ざましきものがある。

九一、ポーランド國境問題

639
101

オーストリアに對するナチスの進出が問題となる一方、ポーランドとドイツの間にもまた不気味な空氣が漂ひはじめた。といふのは、ナチスの國粹思想宣傳に刺戟されて、ドイツの東部國境たるシレジア、ダンチヒ回廊地方のドイツ系住民の間に、ドイツ復歸の氣勢が擡頭し、これに刺戟されて、ポーランド側の反獨氣運も盛んとなり、獨波國境問題を中心として、兩國の關係は、著しく悪化し、開戦説までも飛び出した。

五月三日、駐獨ポーランド公使ウイソツキーは、ヒットラー首相を訪問商議したが、ヒットラーは、ドイツは、その行動の限界を嚴重に現存諸條約の範圍内に限ることを言明し、かつ、兩國共通の利害に關する問題は、更に情實を捨て、冷靜に検討處理したき旨を希望した。また、五月四日、駐波ドイツ公使モルトケは、ポーランド外相ベツクと會見したが、ベツク外相も亦ヒットラー首相と略同様のことを述べた。ドイツの諸新聞は、この事實を以て、兩國の確執去ると宣傳し、殊に、ヒットラー首相の右の言明は、國際關係の平和的發展に貢獻せんとする、首相の根本的平和思想の表現であると賞讃した。

併し、東部國境變更への熱望は、國粹主義ドイツにとりては、一個の常識であり、現にヒットラーは、これと前後して行はれたデーリー・テレグラフ紙の記者との會見に於て、『ドイツは、海外膨脹の思想を放擲した。だから、イギリスと海軍力の競争をする意思は持たぬ。ドイツの運命は、海岸線や、屬領の如何によつては決定されず、ひたすら、東部國境問題の解決如何による』と述べた。かくて、東部國境問題は、依然としてヨーロッパの國際政局の痛として残り、ナチス獨特の強硬外交を背景として、早晚何等かの形式で、爆發すべき無氣味な暗雲を漂はせてゐる。

九二、諸名著の焚刑

ナチスの専制は伸びる。「非ドイツ的」なるものは、すべてを葬らんとする。
一九三三年（昭和八年）五月十日午後、ベルリン目抜の地點ウンターデンリンデンの一角、國立オペラ劇場前の大廣場で、「非ドイツ的著書」の焚刑が、大群衆の面前で行はれた。

639
101

ドイツの文献清掃運動に狂奔する黨員學生團は、何れも、ナチスの制服に身を固め、「宿命づけられた」非ドイツ的著書文献をうづ高く車に積み上げて廣場に持ち込み、嵐のやうな拍手喝采裡に、一々著書の名を読み上げながら、次から次へと世界的名著を惜しげもなく焚刑に處して行つた。

この焚刑の厄に遭つた著書の主なるものは、マルクス、レーニン等の社會主義文献、フランスのバルビュス、アメリカのアプトン・シンクレア、ドイツのルードウイツヒ等の左翼的作品、ルマルクの「西部戦線異状なし」ヒルシユフェルド博士の性科學に關する文献等々である。ベルリンと同時に、フランクフルト・アム・マインに於ても、一萬五千の群衆の前で焚書が行はれた。

九三、青年に勞働奉仕強制

一九三三年（昭和八年）五月一日、得意のヒットラーは、「國民勞働祭」に參列し、ベルリン

郊外テムベルホーフ飛行場に於て、數萬の群衆の前に、政府の經濟再建四ヶ年計劃第一年度の事業に關して、

「政府は、失業救済の目的を以て、この際、盛んに公共事業を興さんとするものである。同時に、ドイツ青年は、必ず一定期間、何等かの勞働に従事すべく、政府は青年に對する強制勞働奉仕を命ずる考へである。諸外國との條約についても、政府は、相當これを重視し、それなく、特に、ドイツ農業に及ぼす影響を考慮せんとするものである。ドイツの貿易政策は國內農民の利益を害はずして、然も、生産業を保護することを趣旨とせねばならぬ」と述べた。

越えて、三日、ヒットラーは、愈々、國民中の青年男女に對し、一定期間祖國に對する勞働奉仕に従事すべき義務を課することに決し、右に關する政府令を公布した。強制勞働奉仕制の要旨は左の通りである。

一、一九三四年一月一日までに、滿十九歳に達するドイツ青年は、例外なくこれを第一次強制勞働群として徵集す。

九三、青年に勞働奉仕強制

一、女子の強制労働施行細則は追つて之を定む。

一、強制労働群の労役場の組織並びに労働群に對する衣服、労働用具、設備等の購入を管理するため、新に特別官廳を設く。

一、第一次労働群は、六ヶ月間勞役場に勤務す、しかして、第一年度終了後に於て、労働奉仕期間を一年間に延長す。

一、約二萬のユダヤ人青年は、當初ドイツ國內各地の勞役場に分屬せしめる。而して、各勞役場の收容人員の六割はナチス乃至は鐵胄團員より成るものとす。

青年に強制労働奉仕を施行したヒットラーは、一方に産業統制の實現を期し、五月三日産業聯盟會長ハルバツハ博士と會見、ドイツ産業界を縦斷する、産業家聯盟を、直接聯邦政府の統制下に歸屬せしめるに至つた。これは、ヒットラーが政府信認法の成立によつて、政治上の獨裁を確立し、労働組合總同盟に對する彈壓政策によつて、労働運動の實權を把握したから出來たことである。

ハルバツハ博士は、ヒットラーとの會見に於て、依然、産業家聯盟會長の地位を保持しつ

つ、聯邦政府の産業統制最高委員として、産業の國家的統制に協力する旨を公約したものであるが、右會見後公表されたコムニケ内容は左の通りである。

ヒットラー首相と、ハルバツハ博士との會見の結果、ドイツ産業家聯盟の統制權を聯邦政府の管轄に歸屬せしめるに決した。特にクルツツ會社は、聯邦政府の政策に遵據して、經濟的現實を政治的必

要に適應せしめることに努力するであらう。

ハルバツハ博士は、人も知るクルツツ會社の取締役會長である。

九四、獨逸は一等國たるを欲す

ヒットラーは、專制權把握以來、矢繼早に強行政策を實行し、息もつかせぬ有様であるが、これは單に、國內政策に止まらず、外交政策に於ても同様で、ヨーロッパ各國は著しく不安を感じ出した。殊に、ヒットラーが、頑強に軍備均等要求をなすや、歐洲の政局は極度に緊迫するに到つた。殊に、ラインを隔て、歴史的對立關係にあるフランスは、ドイツにおける好戰論、一般國際軍縮會議の停頓、ダンチヒ自由市におけるナチスの騷擾、ナチスのオースト

九四、獨逸は一等國たるを欲す

639
101

リア進出等、續出す。ドイツの積極的な強硬態度に神経を尖らすと同時に、ヒツトラーの傍若無人なる言動に極度に憤激し出した。

ドイツの軍備均等論は、ヒツトラーの決心そのものを明示するもので、ジュネーヴの一般國際軍縮會議に於て、其國案に對し修正案を提出し、斷乎として軍備均等權を要求し、ために會議の前途に一大陰影が投ぜられ、停頓の状態に立到つた。しかも、ヒツトラーの決心は意外に強く、彼は、先きに、無期休會を宣したドイツ議會に對し、ドイツの立場を説明するため、五月十七日を以て召集することとした。

そして、議會開會に先立つて、五月十六日、左の如き聲明書を發表した。

ドイツは他の列國が軍縮基準化問題に關聯して軍縮會議を決裂せしめんとしてゐることを遺憾とするものである、けだし右に關する列國の策動は實戰團員委員會において處理さるべき次の問題に移ることを避けんとするものだからである。しかして右委員會において始めて本實の軍縮は處理されかつドイツの軍備均等權要求の必要が完全に軍備を施した他國と我國の空虛なる兵器廠との對照を明かにし、その全貌が完全に明白となつてくるからである。他國が前以て何等かの讓歩をなすことなくしてドイツに對してのみ新たな義務を課する必要が何處にあるか、敢て吾々はこの點を一般に問はんとするものである。

かくして、一般國際軍縮會議における英獨の對立によつて、俄然ヨーロッパの政局は重大危機に直面するに至つたが、この時に方り、ヒツトラーが、ドイツの態度につきて、重大聲明を行ふべき、ドイツ議會は、いよく五月十七日午後三時より、開會された。

ヒツトラは、褐色の制服に身を固め、議場前に整列した突撃隊員の、熱狂的歡呼に迎へられて議場に到着。全議場の息づまるやうな緊張裡に登壇、軍縮問題を中心に、現下のヨーロッパ政局の種々相に對するドイツの態度を中外に宣明した。その演説の大要は左の如くである。

今や歐洲の現状は如何なる戰爭をもつてするも改善不可能の状態にある。戰債問題に關してはドイツは實に比較的中正をもつて不當なる要求を履行し來つた、ヴェルサイユ條約は政治的國境と實際的國境とを合致せしめることに失敗したものである。然して同條約は大國がドイツのみが大戦に對する罪を負ふべき國なりとの先入主觀をもつて起草されたものである。國際聯盟は弱小に對して何等眞實なる援助を與へてはゐない。國際協定は均等權を有する國家間において締結される場合はじめてその眞價を有するものである。新しき戰爭の勃發は新しい犠牲を拂ふこととなり、かくて新しき不安を世界に招來することとなる。遂に歐洲は共產黨主義によつて混亂状態に陥り滅亡の危機に臨むこととなるであらう。ヴェルサイユ條約の改訂はひとりドイツがこれを必要としてをるばかりでなく他國自身もその改訂の必要を認めてゐるものである。ナチス革命の目的は

一、共產主義の撲滅

九四、獨逸は一等國たるを欲す

639
101

二、失業問題の解決

三、強力政府を樹立してもつて將來他國との協定に對する擔當者たることこれである。余は他國に
 おいても同様の熱望が抱かれてゐることに對し其鳴を感じるものである。ドイツ國民は戰禍の苦惱を
 餘りに知るが故に他國民にかゝる苦惱を與へるは忍び得ざるものである。ドイツは實力によつて如何
 なる協定をも破らんとするものに非ずたとひその協定がよりよき協定をもつて代へる必要ありと認む
 る場合にも敢へて實力をもつて同協定を新協定と代へんことを求めんとするものではない。過去十四
 年間世界は晝然として勝利者と敗北者とに別れ來りかくて世界の不安は増大するに至つた。ヴェルサ
 イユ條約においてはドイツが他國に對して軍縮を要求する權利を有することが認められてゐる。ナチ
 スの突撃隊は軍事的團體ではない。しかししてドイツがヴェルサイユ條約を忠實に履行してゐないとの
 説は根據なき説である。余はアメリカ大統領ルーズヴェルト氏の平和保障聲明を衷心から歓迎するも
 のである。ドイツは如何なる不侵略條約にも參加する用意あるものである。しかしながらドイツは二
 等國として國際聯盟に留まることを潔しとするものではない。しかししてドイツは如何なる状態の下に
 おいてもドイツにとつて無權能を意味する協定に調印することは不可能であるドイツに對する如何な
 る威嚇もドイツ政府並に國民を屈伏せしめることは出來ない。ドイツは大多數の投票によつてドイツ
 の權利を剝奪せんとする如き如何なる會議よりも脱退せんとするものである。

ヒットラーの、この軍縮政策宣明の演説に對して、ドイツ議會は、満場一致を以て承認を與
 へた。而して、この宣明の反響は、海外に於ても、比較的好感を以て迎へられた。

九五 附録・ドイツ國粹黨の二十五ヶ條

- 一、吾人は民族自決の權利に基づき、總てのドイツ人が一大ドイツに結合せんことを主張す。
- 二、吾人はドイツ國民の爲に、他國との平等權を主張し、ヴェルサイユ及びサン・ゼルマン平和條約の廢棄を主張す。
- 三、吾人は國民の食料供給並に過剩人口放出に必要な領土(植民地)を要求す。
- 四、同胞にあらざれば市民たる能はず。信教の異同を問はず、ドイツ血族にあらざるものは同胞たる能はず。ユダヤ人はドイツ血族にあらざるが故に同胞と認む可らず。
- 五、市民にあらざるものは、滞在客としてドイツに生活するを得るのみ、従つて外國人の資格に依り特殊法律に依り取締られざる可らず。
- 六、國の方針並に法律を決定するの權利は獨り市民に屬す。故に吾人は一切の公務は、其性質の如何を問はず、また帝國たると、聯邦諸州たると、或は地方自治體たるとを論ぜず、獨り市民に依りてのみ行使されんことを求む。
- 七、及八、吾人は國家が市民に向つて、勞働及び生活の機會を提供すべきものなることを主張す。國

639
101

内全人口を養ふ能はざる場合には、外國人(即ち市民にあらざるもの)にして扶持を要するものは、總て之を國外に放逐すべきものとす。
ドイツ人ならざるもの、新來住は之を禁ずべし。一九一四年八月二日以後にドイツに來住せる一切の非ドイツ人は速に國外退去を命ぜんことを主張す。

九、市民は總て同等の權利義務を有すべきものとす。

一〇、總ての市民の第一義務は、精神上或は肉體上の活動をなすにあり、各人の活動は社會公共の利益に反するを許さず、須らく公共の範圍を守り、公共の利益の爲にすべし。

一一、吾人は勤勞に由らざる一切の所得を禁じ、歩合及び利子に依る奴隸を廢止せんことを主張す。

一二、凡そ戰爭は國民の財産及び生命を犠牲に供すること絶大なるに鑑がみ、戰爭に依りて個人的富を致すは、國民に對する罪惡と認めざる可らず。故に吾人は戰爭より生ぜる一切の利益は、容赦なく之を沒收すべきものなることを主張す。

一三、吾人は從來會社の形式の下に經營されたる一切の exploitations (開業事業) の國有化を主張す。

一四、吾人は grandes exploitations (大開發事業) の利得に對して(國家)の分與を主張す。

一五、吾人は大いに養老保險の擴張を主張す。老後に於て艱苦に遭逢せざることを知る時、労働者が社會に對する其義務を感ずること大なるものあるべし。

一六、マルクス主義は中等階級の滅亡を以て、「自然の法則」なりと主張するも、吾人は之に反して、健全なる中等階級を造り、且つ之を維持せんことを主張す。吾人は速かに大商店の社會化し、低價にて之を小商店に貸與せんことを主張す。吾人は中央政府、洲政府及び地方自治體の購入物件に就

いては、最も小商店のことを考慮せんことを主張す。

一七、吾人は我國民的必要に應じたる農業、改革公共利益の爲にする土地の無償徵收に關する法律の制定、地代の廢止、並に不動産に關する一切の投機禁止を主張す。

一八、吾人は其行爲に依りて、公共の利益を害するものに對し、容赦なく排撃せんことを主張する。公共法律の罪人、不正商人、利益壟斷者等は、其人種と宗教を問はず、死刑に處すべきものなり。

一九、吾人は獨逸の一般法によつてローマ法の行はれてゐる物質的世界の秩序に對して賠償を要求す。二〇、總ての勤勞ドイツ人をして、高等の教育を受け、支配者の位置に昇らしめんが爲、國家は宜しく我全教育制度の大革を講ずべし。總て學校のプログラムは、實際生活の必要に順應すべきものとす。貧家の兒童、特に天與の智能あるものに對しては、兩親の社會階級又は職業を問はず、國家の負擔を以て教育を授けんことを主張す。

二一、國家は母と子とを保護し、兒童労働を禁じ、法律を以て體育場及びスポーツに關する義務を制定し、最も大いに青年の體育に關する諸團體を維持し、以て公共健康の増進を計るべし。

二二、吾人は職業的軍隊を廢し、國民軍を創設せんことを主張す。

二三、吾人は故意の政治的虚偽及び新聞に依る之が傳播を防遏すべき法律の制定を主張す。ドイツ語新聞の發刊に就きては、次の條件を主張す。

a、ドイツ語新聞紙の主筆及び一切の協力者は必ずドイツ同胞たらざる可らず。

b、ドイツ語以外の新聞紙は、特に國家の許可を得るにあらざれば、其の發行を許さず。

c、ドイツ人以外の者が、ドイツ語新聞に財政的關係を有し、又は一切の勢力を行使することを法

639

101

律にて禁止し、若し此禁を犯すものあるときは右新聞の發行を禁止し、且つ右關係の非ドイツ人を即時國外に放逐すべし。公安に背く新聞紙を禁止す。吾人は法律を以て我國民生活を腐敗せしむる美術及び文藝を排斥し、また上に述べたる主張に反對する一切の刊行物及び觀覽與行物の禁止を主張す。

二四、ゲルマン民族の尊嚴及び道義を危うくし或は之に背かざる限り、吾人は國內に於る信教の自由を主張す。我黨は宗派に關係なく、キリストの見地を防護す。我黨は國の内外を論ぜずユダヤ人的物質主義の精神を排斥す。我黨は、公益を先にして私益を後にすとの公式をば、國內に行ふにあらざれば、到底我國民の永續的改善期し難きことを確信す。

二五、如上一切の目的を達せんが爲に、吾人は一の強力なる中央權力及び全國並に我一般組織に對して、政治議會の絶對權力を造らんことを主張す。帝國に依りて制定されたる一般法律を、各聯邦に適用せんが爲に吾人は州議會及職業議會 (chambres de métiers) を造らんことを主張す。

ヒツトラ 終

ヒツトラ

昭和八年五月二十五日印刷
昭和八年五月三十日發行

定價一圓二十錢



著者 池田林儀

東京市神田區鍛冶町一番地

發行者 森 輝

東京市神田區今川小路一ノ一

印刷者 山縣精一

東京市神田區今川小路一ノ一

印刷所 山縣製本印刷株式會社

發行所

東京市神田區
鍛冶町一番地
今川橋ビル

太陽社

電話・神田(25)二四一
振替・東京三三〇八〇

639
101

639
101

◆ 好評 噴々 ◆ 太 陽 社 版 新 刊 書 籍 ◆

革新日本の政治原理

價 ¥ 1.80
送料 0.12

◆ 陸軍中將 佐藤 清 勝 著 ◆
日本哲學に立脚したる天皇政治を究明し、非常時日本の指導精神を最も卒直に闡明したる愛國的大論策だ！

極東防衛論

價 ¥ 1.50
送料 0.10

◆ 陸軍中將 鈴木 一 馬 著 ◆
列國注視の中に日滿提携は確立した。然し問題は實は今後に残されたのである。著者の極東經綸の抱負を聴け！

政界 秘話 踊る政局

價 ¥ 0.50
送料 0.06

◆ 時事新報連載 ・ 鐵假面 著 ◆
これこそビチ／＼踊る生きた政治讀本だ！ 既成政黨のトクダネの裏面史、政權妄者の飽くことなき暴露史だ！

轉換期經濟學

價 ¥ 1.50
送料 0.10

◆ 時事新報 木村 禮 八 郎 著 ◆
過渡期には過渡期を支配する經濟原則がある。この原則を把握せずして今日の經濟界は絶対に説明出來ぬ！

爲替管理と其實際

價 ¥ 1.80
送料 0.10

◆ 東京日日新聞 長 山 浩 著 ◆
爲替管理を不可避ならしめた日本財界の實相より説き起し爲替管理に關する凡ゆる法令及び其の實際を説く！

經濟の變革

價 ¥ 1.30
送料 0.10

◆ 經濟學博士 太 田 正 孝 著 ◆
待望久しかりし太田博士の新經濟讀本だ！ 平易明快何人にも容易に理解出來る恐怖時代の大衆經濟聖典だ！

639

101

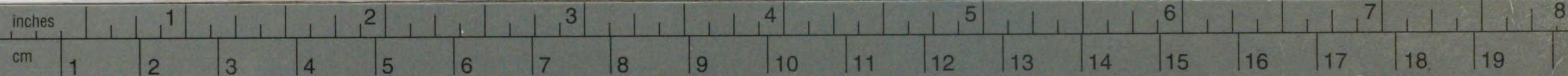


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

